

摂津市議会

# 総務建設常任委員会記録

令和3年11月9日

摂津市議会

# 目 次

## 総務建設常任委員会

11月9日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
認定第1号所管分の審査 -----	3
(総務部、建設部所管分)	
質疑 (藤浦雅彦委員、安藤薫委員、松本暁彦委員)	
(市長公室、総合行政委員会、会計室、消防本部所管分)	
補足説明 (市長公室長、選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・ 固定資産評価審査委員会事務局長、会計管理者、消防長)	
質疑 (塚本崇委員)	
散会の宣告-----	72

## 総務建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和3年11月9日(火) 午前9時59分 開会  
午後5時13分 散会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 松本暁彦 委員 福住礼子  
委員 藤浦雅彦 委員 安藤 薫 委員 塚本 崇

### 1. 欠席委員

委員 野口 博

### 1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆  
市長公室長兼同室次長 大橋 徹之  
秘書課長 妹尾智行 広報課長 古賀 順也 政策推進課長 有場 隆  
人事課長 浅尾耕一郎 人権女性政策課長 由井 秀子  
政策推進課参事 湯原 正治 同課参事 細井 隆昭  
総務部長 山口 猛 同部理事 辰巳 裕志  
同部参事兼情報政策課長 榎納 縁 同部参事兼工事検査室長 江草 敏浩  
総務課長 川本 勝也 防災危機管理課長 川西 浩司  
資産活用課長 溝口 哲也 財政課長 森川 護 市民税課長 妹尾 紀子  
固定資産税課長 藤原 英昭 納税課長 柳瀬 哲宏  
建設部参事兼建築課長 寺田 満夫 同部参事兼道路交通課長 永田 享  
都市計画課長 杉山 剛 水みどり課長 宮城 陽一  
道路管理課長 井上 斉之  
会計管理者兼会計室長 岩見賢一郎  
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 池上 彰  
同局次長 菰原 知宏  
消防長 明原 修 消防本部次長兼消防署長 橋本 雅昭  
同部参事兼消防総務課長 松田 俊也 予防課長 小田原利博  
警備課長 木下 正雄 同課参事 林 州次 警防第1課参事 小西 智文

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡 長子 同局主幹兼総括主査 香山 叔彦

1. 審査案件

認定第1号 令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

(午前9時59分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、藤浦委員を指名します。

先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

藤浦委員の質疑が途中となっておりますので、引き続き質疑をお願いします。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員長 おはようございます。

それでは、引き続きの質問となりますが、よろしく願いをいたします。

6番目からだったと思いますが、千里丘三島線の改修工事の件ですけれども、これまではこの千里丘三島線の改修工事と、それから香露園1号線の大型車規制はセットであるという認識でした。

ところが、非常にショッキングな答弁をいただきまして、別々だという話になりまして、これまた地元の人たちとも相談をしながらこの千里丘三島線と香露園1号線についてはしっかり要望していかないといけないなと思った次第です。

これは地域からも長年の要望が出ている案件でありますので、市役所当局としましても最大限努力をいただきたいということをまず申し上げておきたいと思いません。

それから、千里丘三島線におきましても、令和5年度完成を目指されて順調に進められているということで、現地を見ても残っている木造住宅の交渉に入っておられますし、契約ができ次第また来年度になりますけれども解体が進められるということですので、これも遅滞なく完了を目指しまして、ぜひ計画的に進めていただきたいということで要望しておきたいと

思います。これは終わりです。

続きまして、7番目、狹隘道路の整備事業についてでございます。

先日の答弁では5件予定をしていたところが、最終は10件の補助になり、そのうちの2件は大口であったということで、99.1%の執行率になりましたということでした。制度が令和3年度で変わってきますので、そういうこともあったのかもしれませんが。この制度がいよいよ令和2年度で補助については終了ということになります。

新しく令和3年度から始まっている狹隘道路の新しい取り組みがスタートしてるといことになりますけれども、この旧制度について、私は非常に評価をしていました。平成20年度から始まった制度でして、この制度を活用されて整備をしているところがあちらこちらに見受けられるようなところまで来たと思っております。何回もこの質問をしながら、私はしっかり指導してください、整備をお願いしてくださいということを申し上げてまいりました。いよいよこの補助金というものがなくなりますので、これは非常に厳しくなると認識をしています。せっかくここまで進めてこられたのに、ここでストップしてしまうということがないようにお願いしたいと思いません。これからは職員の情熱ですね、それからこの開発基準の中でしっかり指導していただき、ぜひ進めていただきたいと思うんです。ぜひそういう思いで続けていただくように、強く要望しておきたいと思いませんので、これからも狹隘道路が整備されていくようお願いしたいと思いません。

もう一方で、狹隘道路の新しい制度について、これは令和3年度の予算審査のときも言いました。ちょっと難しいのではない

かなと思いました。

ところが行政経営戦略にも実は掲載がされてまして、もうこれ後戻りできないような状態になっているわけですが、具体的なところについて教えていただきたいと思います。

それから、8番目の未就学児移動経路で、ハンパをはじめて付けられたということでございますので、今までハンパの設置についてどうですかということで担当課にもいろいろ申し入れもしてきたわけです。担当課としては、音がうるさくて苦情が出ますとかいう形で言われてこられましたけど、他市で非常に効果が出てるということで、付けてみようという話になったんだろうと思います。そういう中でこれから市内でも有効にこのハンパも利用していただきたいながら、安全対策を進めていただくよう要望しておきたいと思います。これも終わりです。

続きまして、9番目の震災対策推進事業です。

現在、令和2年度で86%までいっていると、95%が目標ということです。最終が令和7年度ということは、あと9ポイントということになると思いますので、これはしっかり粘り強くやらないといけませんので、取り組みを進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それとシェルターは答弁になかったですが、事務報告書にも記載がないということで、シェルターの補助もやってますよね。ホームページにもシェルター補助と書いてありますけども、非常に消極的な表現で、恐らく担当課としてはあんまりシェルターの補助を進めたくないんだろうと、私はホームページを見て感じました。これは木造と長屋住宅に限るということにな

ってますし、ほんまのこの応急措置というんですか、耐震ができない、やむを得ない場合にシェルターということに考え方としてはなるんだろうと思うんです。ただ、私としては、もう少しシェルターもPRをしていただきたいなと思うんです。

阪南市に行ったときに、阪南市のチラシ棚の中には、シェルターの補助がありますと書かれたチラシが入ってました。こんなことやるんだなということで、注目をしたわけです。摂津市は全くそういうことはなしで、ホームページも金額の記載がなく消極的な表現となっています。せめて40万円補助しますとか金額を書くとか、もうちょっと扱いを積極的にしていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。これは要望です。

次に、開発指導の関係です。

件数等は載ってるので分かるんですけども、令和2年度に開発協議を行われた案件で、千里丘東1丁目に総戸数90戸くらいの分譲マンションが建設されました。この地域にはちびっこ広場ありませんし、開発にあたってどう指導されたのかなど私は疑問に思ってるわけですが、この地域になぜちびっこ広場がないのかと思っています。ちびっこ広場の設置等はマンションの規模的にいうとあってもおかしくないんですけども、そういう指導がなされなかったのか、公共的なものについてはどのような意見が付けられたのかについて、教えていただきたいと思います。

それから、12番目。公園管理事業です。

トイレに限っての管理にご答弁いただきましたけども、42か所の公園のうち28か所の公園にトイレがあるということです。そのうち18か所が洋式化されてきました。洋式化がもうどんどん進められて

いるということで、これは一定評価したいと思います。

洋式化を望む声が多い中で、高齢者なんかは特に洋式がないとできないというような方もいらっしゃいます。

それから、身障者用のトイレもふやしてくださいというお願いもしていました。令和2年度では5か所ということですが、これも少しずつ計画的に進めていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

摂津市にハイキングで行こうやないかみたいなことで、他市から団体で来られるケースがちょこちょこあります。

そのハイキングに来られている方が利用されるのは、やはり公園のトイレです。この公園のトイレがきれいであれば非常に印象をよくされるし、汚かったら非常に悪い印象を持たれるということです。公園のトイレをぜひきれいにしてくださいという声をいただきました。トイレは、市外の方をお迎えするのに非常に重要なものであるなど、私も共感をしたわけです。そういうことでこのトイレにつきましては、ぜひともそういう観点を持って、摂津市の印象が左右されるぐらいの思いを持って、ぜひともきれいに改修していただけないことをお願いしたいと思います。

それから、もう一つの観点は、緑の基本計画の進行管理です。

これは毎回申し上げているんですけど、3年ごとにこの計画については、進行管理を行うとなっています。

令和2年度は、その該当年度でした。だからそれなりの検証は行われたのだろうと思います。その検証された内容について教えていただきたいんですが、ある程度この観点、全部というと大変なので、例えば

摂津市らしい写真展の実施であるとか、それから表彰制度の設計というのもありました。緑のパンフレット作成、公園ワークショップの開催、先ほども言いました防犯カメラの設置、これもうたわわっていますけども、どんな検証になったのか。

それから、中間見直しの年にも当たりますので、中間見直しはどうなっているのかということもお願いします。

それから12番目です。

自主防災組織の支援事業についてですけども、先日の答弁において各組織で新たな取り組みが始まっている中で、コロナ禍で活性化できなくなってしまったことは非常に残念だという答弁でありました。

特に注目されているのは、柳田地区の活動で、自分たちだけで避難所開設をするということで、これは非常に期待をされていて、これを広く展開していきたいという思いがあるんだということでございました。この柳田地区の取り組みは非常に私も注目していきたいと思います。

自主防災組織は、防災上極めて重要だと思うんですけども、私の知る限りでは、自主防災組織の規約を参考に班を作っていくんですけども、その中に例えば炊き出し班というのがあります。これは民生委員なんかが入ってくる人が多いです。

民生委員からすると、私たちは炊き出しをしている場合じゃないんだと。非常時のときは、私たちは安否確認をしないといけないのに、なんで炊き出しなんですかという意見が出たり、いろいろこの改正をしていかないといけないということがありますが、なかなかその改正をしようというところには至らない。やっぱり一遍できたものは、もうこれでええやないかと、そういう考え方が非常に強いです。

それからもう一つは小学校ごとに作られているということで、連合自治会が主体になります。だから自治会長なんかは必ずこの自主防災組織に入られてるということで、充て職じゃないですけど、そういう人たちが集まるということが多いので、なかなか女性が入っていません。中心的立場に女性が入れていないというのが、私は問題だなと思っています。それともう一つは、訓練が硬直化しているという問題です。

改善を行っている組織も確かにあると思います。課長がおっしゃったように、改善しようとしてる組織もあるんだろうと思いますけども、そうでない組織もなかなか多いだろうと思います。

この自主防災組織自体がもっともっと柔軟化をして、そして自ら向上していくことが非常に重要だと思っています。その意欲を啓発するためのいろいろなアイテムがあります。例えばHUG訓練なんかは意識をどんどん啓発させていく一つのツールです。防災危機管理課として、まずこういう方向を目指さなあかんという思いをもって取り組んでいくことが重要だと思っています。私は今何点か指摘をしましたが、防災危機管理課の立場としてどう考えておられるのかということについて、お聞きしたいと思います。

また、自主防災組織の主体的な組織である自治会の加入率がどんどん低下をして、現在は50%を切ってしまいました。ということは、自主防災組織に関わらない世帯が半分以上になってるということになります。そうでないところもあるんですけども、自主防災組織は自治会に入っていないといけないというところが結構あります。だから、この兼ね合いをどうしていくのかというのは、考えていかないといけな

いと思います。

それで、自治会のないマンションなんかは管理組合があって、管理組合でいろいろ活動されているところもあると思うんです。実際に防災訓練をやっているところもありますし、まだできていないところもたくさんあると思いますが、とにかくそういう自主防災組織とは別の形での防災支援ということについては、どんな考えになっているのか。また、自治会に加入していない人たちの防災について、今後どうしていこうと考えておられるのか、合わせて聞いておきたいと思います。

それから、援護者の安否確認については、現在配付されています要援護者名簿、これを何年前に作成をされて、各自主防災会に配付をされました。実際に災害があったらそれを見て、安否確認をしてくださいと決められていると思いますけども、実用的ではないと思います。

全体を把握されているわけではないので、ご近所での見守りにかかる期待が大変大きいと思います。

そういう中で自主防災会としての主体となる自治会も加入率が低下しているという中で、この要援護者の確認をそうしていくのかということについての考えを教えてください。

それから防災マップを作成した地域では、おねがい会員などの災害弱者の支援についてはどう考えておられるのか、合わせてお願いしたいと思います。

13番目、災害対策調査委託料と掲示板製作委託料について1回目にお問い合わせをしましたが、答弁がありませんでしたので、ご答弁お願いしたいと思います。

そして、防災士資格所得の助成制度については、分かりました。ただ、防災士を取



得した後について、一定の役割がなかったら、どうしたらいいかわからないというお声も聞いています。

防災サポーターの定義を見てみますと、発災時に自助・共助の精神に基づき、第一に自分の命を守ること。そして、避難所の開設運営の支援や行政と連携を行う等、地域防災の要となる方。平常時には地域の防災対策や防災啓発活動等に積極的に取り組み、地域防災力の向上に寄与いただける方、こういうふうになってるんですね。確かにそういう重要な立場にあるという意味合いなんですけども、そのためにはやっぱり自主防災組織の中でこの防災サポーターというものについて、もっともっと周知をしていただかないとあかんかなと思うんです。そして、防災サポーターに対して、一定の認識を持っていただくことが、ある意味では役割を担うということになるんだろうと思うんです。防災サポーターが訓練に行ったとしても、何をしたらいいのか分からないという感じになります。このままでは地域防災力の要になりづらいという声が出てますので、そういうことをきちっとやっていくことによって、じゃあ防災サポーターになろうと、防災士を目指そうという機運が高まってくると思うんですけどね。そういうことが必要だと思っています。

だから、前からこのことはずっと言ってますけど、とにかく自分たちでスキルアップができる体制を取るべきだと。摂津市が直接指揮してやるというのは、確かに無理かもしれません。でも、自主的に運営をしてもらおう中で、例えば摂津市は、事務局をやるけどあとは自主的に運営をしてもらって、自分たちでいろいろスキルアップの取り組みをしていただく。例えば防災サポ

ーター連絡会とか、そういう組織体を作って、スキルアップをやっていくべきだと前々から申し上げております。

そして、新たになられた防災サポーターをさらに育成をしていくという、そういう考え方が必要だと思いますけども、これは令和2年度当初のときも同じこと申し上げておりますから、令和2年度での到達点を教えてください。

14番目、第2回防災サミットの開催ができなかったということもお問い合わせしましたけども、この答弁が漏れていましたので、お願いします。

それから、鍵ボックスの件です。これは全小・中学校に設けました。2年目にはその他の避難所にも設けますということで、2年計画になっていたと思います。

この鍵の扱いは、職員が行うということになっています。令和元年度に非常に注目度の高い防災練習をされました。総合防災演習の中で、衛星放送を使って千里丘公民館の避難所開設訓練をしますということで映像を流されました。当時現場では、自治会長らがチェックシートを見ながら、危険な場所がないかなどの点検をされておりました。そういう映像が流されていましたが、ええことやないかと、自分たちで確認をして、自分たちで開設して、自主防災会とは本来そういうものですから、自分たちで開設して、自分たちで運営をしていくことになります。

ところが地域防災計画によりますと、避難所を開設するのは、市の職員である緊急防災推進員、班ごとに4人ぐらいいらっしゃいます。班長が鍵を持って、班長が来ないと他の班員は鍵を開けません。なので、鍵ボックスを付けて、誰が最初に到着しても開けるようにするんやというこ

とでしたけども、その後に点検をしないと  
いけません。地震のときは点検が必要にな  
ります。柳田地域の自治会長が、わしらが  
行ったほうが早いから、わしらが開けて、  
ほんで点検して開設したらいいのではと  
いうことを言われていました。

私もそうやなと思います。そこまで言う  
たら自主防災会を信頼して、開けてもらっ  
てもいいんじゃないかと私は思います。こ  
れはもうずっと申し上げています。

あと、例えばその点検するのは摂津市や  
ないといけないというんやったら、市役所  
の皆さんは専門家ではありません。一方で、  
自治会の中に専門的な方は幾らでもいら  
っしゃいます。そういう人たちを防災サポ  
ーターの中でもこういう専門家の避難所  
建築物安全確認サポーターということで、  
いざというときにその方に専門の目でチ  
ェックをしてもらう。安全点検をしてもら  
えば、より合理的ですし、信頼性も高いん  
じゃないかと私は思います。

職員が要らないということじゃなくて、  
やらないといけないことは山ほどあるの  
で、最初の開設のところについては、そう  
いう対応をされたらと思います。これはず  
っと言ってますから、令和2年度での到達  
点で結構ですから、教えていただきたいと  
思います。

それから、市が管理している建物は、鍵  
ボックスが付いて開けられるんだけども、  
例えば摂津高校や星翔高校、薫英学園、そ  
れから民間企業で協定書を結ばれている  
避難所、そういうのも市民に対してどうい  
うふうにして開設をされていくかという  
ことは明確にして、周知をしておくことが  
必要だと思いますので、そういうことにつ  
いても考えを教えてください。

それから、自主防災組織については、例

えば市民として外国人がふえてきました。  
こういう方が避難所に逃げて来られる可  
能性がありますよね。そういうこともしっ  
かり準備しとかないといけない。自主防災  
組織として準備をしておくということも  
必要だと思いますし、前にもペットの話  
をしましたね。ペットを飼ってる人は元気な  
人が多いから、遠方へ逃げていただくとい  
うことを言われましたけども、そういう人  
ばかりではありません。ペットを飼われて  
いる方が高齢で移動が大変な場合もあり  
ます。いろんな人がいますので、しっか  
り対応していかないといけないと思いま  
す。

環境省も人とペットの災害対策ガイド  
ラインというのを出版されてまして、しっ  
かり呼びかけてくださいということもこ  
中には書いてありますので、そのこともや  
っぱり自主防災会としてはしっかり考え  
ていかないといけないということになる  
と思います。そういうことも含めて、自主  
防災会をどのように支援していくのか、市  
としては考えておかないといけないと思  
うので、その辺の認識も聞いておきたい  
と思います。

15番目SOS避難メソッドです。

このメソッドでは、自宅避難者想定は3  
割と言われてますので、2万人ぐらいです。  
あと、縁故避難をしてくれる人が2割ぐ  
らいということなんで、1万3,000人ぐ  
らいで、あとの避難対象者のうち1割ぐ  
らいが逃げられるだろうということでは  
すから、残りの人も遠方へ避難させると、こ  
ういうことになります。ところが一方で広  
域避難の具体的な避難先などが決まってい  
ないとの答弁でした。

現在はこの広域避難のほうはまだ示さ  
れてないので、市内の近隣地域縁故避難に  
力を入れていきますという答弁がありま

したけども、この広域避難についてはできるだけ早く、計画を策定されて、市民に周知をしていただくということが大事です。それと、近隣の避難先として、こんな広場がありますよということを示すのはやっぱりセットだと思うんですよ。

前も言いましたが、市内に浸水しない財産区の集会所が九つぐらいあるかなと思うんですけど、こういったところは、管理者が森山市長なんです。有事に使わせてもらえるよう提携を取るとか、イズミヤの駐車場部分も財産区ですので、緊急時には閉鎖してもらって、そこは避難所として使わせてもらうなど、具体的方法をどんどんと示していかないといけません。逃げおくれた人の一時避難もそうですけど、広域避難をする人たちも圧倒的に多いので、この人たちが路頭に迷わないように、避難先を決めていくということも大事だと思うんです。これは令和元年度の決算審査のときにも言いました。その際には、検討しますみたいなご答弁がありましたけど、現時点で聞いたらあきませんけど、令和2年度での到達点を聞いておきたいと思います。

それと合わせて、国土交通省はマイ・タイムラインを各家庭で策定するよう推奨しています。このマイ・タイムラインについては、前も言いましたけど、茨城県常総市の鬼怒川が決壊したときに、あまりにも事前に避難する人が少なかった。みんな家にいたんです。なんでやというところから、このプログラムが作られまして、とにかく事前に逃げようと、こういうことからマイ・タイムラインを作成され、推奨されています。

誰一人犠牲者を出さない防災を実現するためには、必要やなと直感をしましたけども、以前にも担当課にマイ・タイムライ

ンを見せたことがありますけども、非常にいいもんだと絶賛をされていました。本年6月の本会議でも野口議員の質問の中で、水害時に自ら命を守るためにマイ・タイムラインの作成を働きかけていくという答弁もされていました。やろうという思いになっていただいていると思いますけども、具体的にどういうふうに進められていくのか、教えていただきたいと思います。

一方で、今度は要援護者の話です。本年5月に災害対策基本法の一部が改正をされました。個別避難計画の作成、避難行動要支援者の円滑、かつ迅速な避難を図る観点から、この個別避難計画の作成について、市町村に努力義務が課せられました。

これは福祉サービスの利用のためのケアプランです。介護保険を使って作るんです。ケアプランを作成することを通じて、平時から避難行動要支援者本人の心身の状況とか生活実態等を網羅的に把握して、介護支援専門員とか、相談支援専門員等の福祉専門職の参加のもとで本人とか家族とか地域住民とか行政が連携をして、個人の計画を策定するというものです。

全国では、12.1%の地域が終わっているそうです。未作成は37.8%で、本市は当然未作成です。

これについて、兵庫県では早くから作成を進めております。今までの被災地の状況を見てみると、要援護者は避難所に行くと具合が悪くなる傾向があります。結局そこから関連死してしまうことがあるんです。

なので、そういうことも含めると、関連死にならないようなところへ避難をするということが前提になりますけども、一人も犠牲者を出さないという防災を目指そうというのが国の取り組みであり、また当然摂津市もそのためにSOS避難メソッ

ドを打ち出されたと思います。

そうなると、やっぱり要援護者にしっかり対応していかないと、一人も取り残さないということにならない。避難所へ避難をしてると、要援護者の場合は具合が悪くなる傾向があるので、関連死につながることがありますから、そういう観点を持ってやっぱりやっていかないといけないなと思います。

今年は内閣府が手を挙げて、そういうモデル事業を募集したら、熊取町と豊中市がやってるということです。

だけども、摂津市も早い段階でこれはぜひ取り組んでいただきたいなと思います。これは所管が保健福祉課になるかもしれないですけど、そのことについてお考えだけ聞かせいただきたいと思います。

それから、最後に新地方公会計制度です。先日もご答弁いただきまして、令和2年度分は令和3年度末に作られるということで、当然この決算審査には間に合わないということになります。今までは共通の物差しがなかなかなかったもので、これで各地方の財政状況が一目で分かるようになると、見える化につながるということやそうですけども、私はそれだけではなかなか物足りないと感じていて、やっぱりこの決算審査に出していただいて、しっかりチェックをしていくというのを理想としていました。実際に大阪府なんかはそういう方法でやられていますし、それと同じ方針を取り入れた吹田市も同じ形でやられています。

これは要望としておきますけども、そういうことも加味をしながら、一回検討していただいて、せっかく作っていくものなので、それを大いに活用できるようにしていただきたいなということで、これは要望としておきます。

以上です。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

森川課長。

○森川財政課長 質問番号1番、財政全般についての3点についてのご質問にお答えいたします。

1点目、経常収支比率が95.8%となった理由であります。

経常収支比率が95.8%となった主な理由といたしましては、歳入におきましては、地方消費税交付金や法人事業税交付金の増により経常経費一般財源等の総額が前年度に比べ増となったことによるものです。

それから歳出におきましては、扶助費におけます経常経費充当一般財源が前年度に比べ減となっております。この経常経費充当一般財源総額につきましては、歳出の総額から国庫負担金等の特定財源を差し引いた後の金額となります。

扶助費の国庫負担金や府負担金などにつきましては、多くが申請ベースで負担金などを一旦、受けまして、その後実績報告を行います。

一旦受けました負担金等との間、実績報告と申請ベースの間に過不足があった場合には、次年度に清算をすることになりますけれども、申請時期が比較的早い時期でもありますことから、この過不足というのは必ず生じるものであります。

令和2年度におきましては、扶助費の歳出総額は令和元年度より増加をしておりますけれども、この特定財源が歳出総額に対して高い割合で歳入として受けておりますことから、扶助費の経常経費充当一般財源総額が少なくなっているというものになります。

これらのことから経常収支比率が95.

8%となったものであります。

次に、2点目の減収補てん債の説明についてでありますけれども、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、景気変動に伴う通常の増減収を超える減収が生じる消費や流通に関わる税目、こちらが対象税目に加えられたことから、この税目に対しての発行を行ったものであります。

新たに加えられました対象税目としましては、地方消費税交付金、軽油引取税交付金、不動産取得税、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税であります。

本市に関係をします減収が生じた税目としましては、地方消費税交付金、市町村たばこ税、地方揮発油譲与税であります。この三つの税目で合計1億1,583万8,000円の減収がございました。

この令和2年度の追加措置分につきましては、地方団体の財政資金の確保を円滑に行うことを目的としております。対象となるこの追加税目分については、交付税の基準財政収入額の算定におけます精算制度の対象外となっておりますことから、これらの分の発行を行ったものであります。

次に、3点目の中期財政見通しの乖離についてでありますけれども、今回の乖離に関しましては、新型コロナウイルス感染症によります税収見込みが大きく関係をしております。

令和2年10月に試算をしております財源不足額14億円100万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大後の直近での見通しでありましたことから、法人市民税をはじめとしました税収が大きく落ち込むということを予測しまして、中期財政見通しの作成をしております。

令和2年度の決算では、税収が予想していたほど落ち込まなかったこと、それから臨時財政対策債や減収補てん債などの発行によりまして財源を確保したことから乖離が生じたものであります。

以上でございます。

○三好義治委員長 溝口課長。

○溝口資産活用課長 それでは、質問番号3番の集会所の耐震化についてのお問いについて答弁させていただきます。

集会所につきましては、建設から30年以上または40年以上経過しているものが数多くございます。老朽化が進んでおりますけれども、これまで必要なメンテナンスを行いまして、安全性を保ちながら安心してご利用いただけるよう維持管理に努めてきたところでございます。

利用者の安全面を第一に考えると、耐震基準を満たしていない集会所につきましては、耐震改修工事を行うことが望ましいと考えておりますけれども、多額の財源を要することや、公共施設等総合管理計画でお示ししております施設再編の考え方に照らしますと、今後200平米以上の地域の拠点となる施設、例えば学校教育施設であったり、公民館などの社会教育施設が該当すると思われましてけれども、その施設が再編を迎える時期に、長寿命化に向けての大規模改修や、建て替えなどを実施することとなっておりますことから、その周辺の集会所などの小規模施設につきましては、拠点施設への機能集約や複合化などを検討することを考えております。

集会所につきましては、それぞれ地域の状況も異なっておりますので、老朽具合また利用状況などを勘案いたしまして、地域のご意見も参考にさせていただきながら、再編の検討を行ってまいりたいと考え

ております。

もう一点ですけれども、第45集会所について、廃止後の施設の利用についてのお問いであったと思われましても、こちらにつきましては、本年6月の第2回定例会におきまして条例改正の議決をいただきまして、先般10月1日に廃止を行ったところでございます。この施設そのものにつきましては、平成8年の建築から25年経過しておりますけれども、これまで丁寧な利用・管理がなされてきたということもありまして、構造的にはまだ活用できる状態を保っております。

今年度の上半期にこの廃止後の活用方法につきまして、庁内で幅広く提案を募りましたところ、子育て支援の観点からの活用など、複数の提案が出されておりますので、現在いただいた提案の実現可能性につきまして課題整理等を行いながら、有効活用について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○川西防災危機管理課長 質問番号5番、防犯カメラについてのご質問にお答えいたします。

防犯カメラについて、今後どれくらい必要かとのお問い合わせでしたが、市といたしましてはこれまでも防犯カメラの設置場所については警察と検討・協議を行いまして、必要性の高いところに順次設置してきたところでございます。また、今年度も新たに20台の増設を行ったところでございます。

今後も、警察機関から設置の要望があれば、その都度検討はいたしてまいる所存でございます。

また、公園にも防犯カメラを設置してはとのご質問でしたが、設置の必要

性の高いところであれば、警察と協議を行い公園所管課とも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは、7番目のお問いの2回目のご質問の中で、新制度の内容でのお問いでございましたので、建築課のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

新制度に係る相談であったり、申請の内容でのお問いでございました。こちらにつきましては、1回目の答弁で井上課長のほうから答弁があったように、従前制度では市内全域で建築敷地の前面道路4メートル未満の場合の建築基準法に基づく道路中心後退、それと自主後退で側溝分の内容についての助成ということで、平成20年度から制度を運用されてきたところでございます。

見直しにつきましては、この助成の対象エリアを市内3地区に限定いたし、助成内容等は拡充等をさせていただいている内容でございますが、先ほど委員がご指摘のとおり助成対象から外れる地区が相当数出てきているところについては、原課としても課題認識いたしておるところでございます。

この制度につきましては、道路管理課と建築課のほうで協力して対応のほうもさせていただいているところでございます。

今年度に入りましてから現時点では20件を超えるご相談をいただいているところでございますが、ただ対象エリアであったりだとか、要件に見合うところというところでは、交付申請のほうは現状1件というようなところでございます。

新しい制度でございますので、当然なが

ら制度の周知を図っていく必要がございます。こちらにつきましては不動産開発関係の団体など、事業者向けに積極的に制度周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、10番目のご質問の2回目の内容で、千里丘東1丁目の分譲集合住宅でのお問いであったかと思えます。

こちらにつきましては、当該地は従前駐車場として土地利用をされていたところでございます。開発区域の面積が500平米以上でございますが、土地の区画形質の変更に当たらないということから、都市計画法第4条第12項に規定されます開発行為には該当しないということから、都市計画法上の開発許可を受ける必要はないと審査させていただいております。

このため、市の開発協議基準によります申請について、開発審査会で市の意見を取りまとめ、関係課における協議が整い、その後は建築工事に着手されたという状況でございます。

ただ、先ほど委員がご指摘いただいている公共空地、公園・緑地・広場というようなものがございまして、これらにつきましては市の開発協議基準に基づいた形で申請者のほうにおかれましては、公園ではなく緑地とする計画で、大阪府の自然環境保全条例に基づく緑化計画書届出により水みどり課と関係協議が整っているところでございます。

以上でございます。

○宮城水みどり課長 それでは、11番目のご質問、緑の基本計画についてお答えいたします。

緑の基本計画の見直しにつきましては、以前から委員よりご提案がございました内容を含め、先日よりよい改善に向けた見

直しの途上でございます。

また、進行管理は3年ごとの中間年次に計画を見直すこととなっておりますが、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、各ボランティア団体におかれまして活動の自粛や停止状態が続き、市においてもイベント開催などが中止となり、思うような活動ができておりませんでした。

しかしながら、このような状況下においてもできる取り組みとしまして、まず緑のパフレット作成では花いっぱい活動団体が管理する花壇や形状を把握し、さらに各団体が活動を行う写真等を盛り込んだ冊子などを作成するための準備を進めており、それを活用した花壇の適正な維持管理、PR活動などに利用できるようにしてまいりたいと考えております。

公園のワークショップにつきましては、普段であれば日頃より公園やちびっこ広場の維持管理をしていただいている団体からご意見やご要望などいただき、その内容を反映させるべく環境維持や魅力向上に努めてまいりましたが、各団体がコロナ禍で活動を自粛や休止される中であって、遠出を控え近場の公園等を利用される方がふえており、その中から頂いたコロナ禍であるからこそその特有な意見や要望等を反映させてまいりました。

防犯カメラの設置につきましては、担当所管課が必要と認められた際には、公園管理者として設置場所のなどを含め協力してまいります。

この3年間の検証では、新型コロナウイルス感染拡大により生活様式が一変し、そのことにより公園の在り方、緑の在り方について考えていく必要があります。

また、公園利用者や緑の活動団体から寄

せられる意見や要望が日々変化する中で、いかに対応していくかが課題となっております。

これらのことを次の3年間の検証でも進めてまいるとともに、引き続きよりよい公園づくりを目指していきたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号12番でございますが、幾つか質問ございましたので、順番にご答弁申し上げます。

まず、12番の中の一つ目、自主防災会の硬直化、もっと柔軟性を持つように支援をしてはというところでございます。

確かに平成30年度までは、自主防災訓練等で自主防災会が活動されておられました。令和になりましてなかなか活動はされておられません。その中で平成の時代の自主防災訓練であったり、活動を見てまいりましたら、自主防災会そのものによって温度差やばらつきは見られました。

委員がおっしゃるとおり女の人が炊き出しにほぼほぼ回っているところも実際ありましたし、訓練が少しマンネリ化しているという自主防災会も正直ございます。

ただその一方で、工夫されてる自主防災会もやはり多数ございました。1回目の答弁とかぶるんですけれども、やはりいろんな自主防災会の役員、いろいろな方がおられますけれども、まずは我々の目から見て、かなり先進的な活動をされたり、先進的な自主防災訓練をされているところを皆さんぜひ見学してくださいよと、いい形でやっておられますので、また刺激を受けてみてはという形で呼びかけて、他の自主防災会はこんなことやってるんだなと感じて

もらうことで、それぞれ切磋琢磨するような雰囲気醸成することが、まず支援策の第一歩かなと考えております。

続きまして、マンション管理組合でありましたり、マンション入居者に対する啓発というところでございますが、これまで出前講座でマンションの管理組合からお声がかかりまして、入居者の皆様に水害時の避難行動についての出前講座をさせていただいている、定期的に呼んでいただいているマンションはございました。

ただ、これも新型コロナウイルスが蔓延いたしましてからは、出前講座そのもののお声がかからなくなりました。正直なところ現在は滞っている状態でございます。

今後の方向性はどういうお問いだったんですけれども、当然お声がかかりましたら、感染防止に注意しながら啓発に出向く所存でございます。

続きまして、自治会未加入世帯への防災ということで、まず当然ながらなんですけれども、災害が発生いたしました場合は、市は自治会の加入の有無に関係なく、避難所の開設でありましたり、その他の支援策を実施してまいります。

また、平素から防災啓発についてもハザードマップを全戸配布しましたり、防災イベントへの参加呼びかけなど、我々としては、全ての市民の方に防災情報が行き渡るようにいたしております。ただ、委員がご指摘されましたように、自治会単位で出前講座や自主防災訓練などを企画されている場合が多いため、自治会未加入の世帯に対する啓発機会が正直少ないのもこれは事実でございます。また、自治会の加入率の低下、これはもう我々防災だけではなくて、全庁的な課題でもございますので、今後、この課題をいかにすれ



ば克服できるか、先進都市の事例も研究しながらもこれは知恵を絞って検討している段階でございます。

続きまして、要援護者名簿であったり地域版のハザードマップに関するおねがい会員、まかせて会員についてのお問いでございます。

要援護者名簿も、それからハザードマップのおねがい会員、要は災害時の災害弱者、つまり逃げおくれる可能性が高い方という考え方でございまして、現在、摂津市では災害時の避難行動要支援者の個別避難計画、これを何とか策定したいということで準備を進めている段階でございます。これから保健福祉部や各社会福祉団体にもお願いいたしまして、災害時に一人も犠牲者を出さないよう取り組んでまいる所存でございます。

また、まかせて会員、おねがい会員につきまして、ハザードマップを作られた自治会にアンケートを採りましたところ、幾つかの自治会でまかせて会員が少し不足していることなど、我々も把握しております。この件も含めまして、災害時避難行動の要支援者の個別避難計画に併せまして検討してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号13番でございます。

防災対策事業の避難行動等検討業務委託料の中身でございます。1回目で答弁が抜けておりましたので、ご説明いたします。

この委託の中身なんですけども、河川の氾濫のときのハザードマップ、それを基に水害時に避難行動を要する市民の人数でありましたり、地域ごとにどれぐらいの方が避難をするかというのを分析いたしました。また、想定の上水深とコロナ禍での3密を避けたパーソナルスペース、これを

基にいたしまして、避難所ごとに収容人数をもう一度精査いたしました。

また、近隣自治体への広域避難に関しての候補施設でありましたり移動手段の検討なども含まれております。

続きまして、これも答弁が漏れておりましたが、標示板制作委託料の中身ということでお問い合わせございました。

これは、避難所となります公共施設に掲示している看板、例えば、千里丘小学校などのように大きく看板を公共施設に貼りつけてるんですけども、これらの看板が破損した場合の修繕料でございます。令和2年度は看板に破損がございませんでしたので、これはもう未執行でございます。

続きまして、防災サポーターにつきまして、防災危機管理課が支援いたしまして自主的にスキルアップをするべきだということお問い合わせございました。委員がおっしゃるとおり、防災サポーターの皆様は自主的に何か研修など自分たちで企画していただいて、切磋琢磨しながらスキルアップをしていただくことが非常に重要だと考えております。ただ、昨年より、新型コロナウイルスの流行によりまして、なかなか防災サポーターの皆さんに集まっていたり、意識を高めていただいて技術を身につけていただく訓練というのが実施できておりませんでした。今年度中に何とか第3期の防災サポーター養成講座を進めていきたいと考えておりました。まずはその養成講座の中にオブザーバーとして第1期目、第2期目の方にも声をかけまして、まずは講座の内容も若干工夫しておりますので、ぜひまた一度皆さんで顔を合わせてもう一度座学を受けてみませんかという形で、まずは集まっていただけの機会というのを提供していったら、その辺りを切り

口に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、質問番号14番でございます。

令和2年度に予定いたしておりました第2回防災サミットについて、どうなったのかというお問い合わせでございます。

この第2回防災サミット、中身といたしましては、片田教授による講演を中心に企画しておりました。令和2年6月13日に企画しておりました。しかし、新型コロナウイルスの蔓延により延期いたしまして、その結果、令和3年1月24日に再度、日を設定いたしまして、チラシを作って開催に向けて動いてたんですけども、またしても新型コロナウイルスの蔓延により開催することができず、結果的に令和2年度は中止とさせていただいております。

続きまして、災害時に市役所職員で全てをコントロールするのは無理ですから、いろんな方に力を借りてはというお問い合わせございました。

委員がおっしゃるとおり、大規模災害のときに職員だけの力で立ち向かうことは到底困難で、我々としましては、ほかの自治体の職員に受援頂いたり、またボランティア、また地域の皆様、防災サポーターであったり自主防災会の皆様のお力添えについては、大変ありがたいお話でございます。また、委員がおっしゃるように、例えば突発的な災害では市職員よりも先に地元の方が避難所にたどり着くということも、これはもう間違いないことだと思います。しかし一方で、避難所は公共施設ですので、施設の管理上、鍵の取り扱いについては慎重を期す、これも必要なことでございます。令和3年10月頃、全ての避難所に鍵ボックスの設置が完了いたしました。

この鍵ボックスを活用して、職員以外でも鍵を扱って避難所を開けていただけるかどうか、この辺りは検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大阪府立学校でありましたり民間施設を避難所に位置づけていますけども、開設方法、もう少し明確にしたほうがいいのではないかとお問い合わせだったと思います。

現在、大阪府立学校であったり私立の高校、それから民間の事業者にも逃げ込めるように防災協定を締結しております。

また、水害時の避難先については、一部の民間事業所では夜間であったり休日の受け入れができないという、そういう形の防災協定もございます。分かりにくいというご指摘もあります。そこで、広報であったりホームページ、エリアメールなどを通じまして、避難可能な時間帯であったり開設方法、これはもう市民の方にしっかり周知してまいります。

続きまして、外国人とペットに関係した避難行動というお問い合わせございました。

万一の際、まず外国人の避難行動についてはどこの自治体でもなかなか多言語での表示であったり多言語での案内というところ、同じ課題を抱えておりました。防災課長会議でもほかの市の管理職もよく話題になるものでございます。大阪府のほうで啓発チラシであったり案内チラシというのは作られてるんですけども、本市オリジナルでの取り組みというのは正直なところおくれておる状態でございます。この件は先進都市の事例を研究しながら取り組んでまいります。

続きまして、ペットにつきましてですが、水害時に摂津市内で避難できるスペース、これは限られておりました、さらにコロナ

禍で3密を避ける必要もあるため、市民の皆様にはできる限り早めに安全な地域に避難する広域避難、これを呼びかけております。ただ一方で、ペットの飼い主様にとりましては、ペットも家族の一員、これはもう重々承知いたしております。この辺りの兼ね合いでペットを連れての避難行動、なかなか難しい課題でございます。特にコロナ禍におきましては、さらに難しい課題にこれはなっただけでまいりました。この件もまだ、結論には至っておりません。近隣自治体でも同じような課題で結論を出せてないところが非常に多い状態でございます。先進都市の事例を研究しながら、何らかの方向性を定めていきたいと考えております。

続きまして、質問番号15番でございます。

SOS避難メソッドに関しまして、民間のコインパーキング等々を活用してはというご提案でございました。

現在、摂津市が底地を所有しておりますコインパーキングにつきましては、運営業者と協定を結びまして、災害時に避難スペースとして活用できるようにしております。

その他のコインパーキング業者とはまだ防災協定の締結には至っておりませんが、SOS避難メソッドの取り組みといたしまして、大型パチンコ店の立体駐車場、これにつきましては避難できるように防災協定を締結させていただいたところもでございます。

続きまして、マイ・タイムラインの具体的な取組方法、進め方というお問い合わせでございました。

水害時の避難行動、自分の命は自分で守る自助、これが大切でございます。特に避難、つまり広域避難においてはどこに逃げ

るか、いつ逃げるか、このタイミングを事前に決めておくことが非常に重要でございます。しかし、避難のタイミングはその人その人によって避難先が異なるために市が一律に示すことはなかなか厳しい状態でございます。そこで、現在作成中の防災ブック、これにマイ・タイムラインの作成の重要性や作成手順を具体的にお示しすることができるよう、内容を現在検討中でございます。特に、国土交通省が示されたマイ・タイムライン検討ツールである逃げキッド、これが参考になりますので、これも参考にしながら皆さんにとって分かりやすいものを心がけて今作っている途中でございます。

続きまして、要援護者に対する個別ケアプラン、策定すべきと思うが見解を問うということでもございました。

この災害時避難行動要支援者の個別避難計画につきましては、災害対策基本法の改正によりまして、市町村の努力義務となっております。本市におきましても社会福祉部門でありましたりいろいろ連携いたしまして、要配慮者の皆様が日頃利用されている福祉施設、お世話いただいている福祉団体のご協力も得ながら個別避難計画の作成に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 まず、1番目の財政についてでございます。

経常収支比率について、なかなか下がってよかったなと両手を挙げて喜ぶような内容にはなっていないということでもございましたので、その辺もしっかり認識をして、今後も財政について注視をしていきたいなと思っております。

二つ目の、臨時財政対策債の関係と、あと減収補てん債については理解できました。これはいつも出るものではないと思いますけども、しっかり注視をしながら財政運営をお願いしておきたいと思います。

3番目の中期財政見通しです。

これは令和2年度に限っては25億円の乖離、昨年の段階でコロナ禍によって法人市民税ももっと下がるだろうという見立てがそうでもなかったということで、それを除いたとしても8億円の財政不足から11億円の余剰ということで、これは先ほどありました減収補てん債の借入れがあったということもその幅が広がったということだと思います。私も市議会議員になって20年になりまして、最初の頃、たしか平成13年からですけども、起債の返済がたくさんありましたから厳しい状態は続いていたと思いますけども、いつもこの決算が終わるたびに大幅修正されるということを繰り返されています。だから、本来ならもう何回も財政再生団体に落ちていることになるんですけども、落ちずに、基金もそんなに減らすことなく積み増しながら今日まで来た。それでも中期財政見通しを見ると、3年後、4年後には基金は底をつく、こういう見立てになっているので、私もこんなもんなんだと思っていますけども、今年も新しい議員が入ってこられていますが、何も知らずに中期財政見通しを見ると、摂津市は財政再生団体に落ちるんだと思われるんですよ。それが市民に伝わると不安を煽ってしまいます。実際は決算を終えるたびに多額の増額補正がされて、今回も8億円減る予定が11億円上積みしましたと、こういうことを繰り返しているわけです。中期財政見通しは出さないといけないものなのかもしれませんけ

ども、二、三年ではなくもっと先のことを見通すと、必ず財政再生団体に落ちるとい、何年か先には財政再生団体に落ちるとい、中期財政見通しはどうなんだと思うわけですけど、例えばAIを使って過去の経過等を入れてもう少し制度を上げることはできないのか、もしくは中期財政見通しというのはこんなもんなんですよみたいなことで、過去の経過を分かるようにして、こういうふうになりますということが分かるようなものにしたらどうかなと思うので、この中期財政見通しについての認識を財政課のほうで伺っておきたいと思っています。こんなもんなんだと私は思ってますけどそうでない人もいますから。新しく議員になった方なんかは、摂津市は財政がこんな厳しいんやと思いますよ。何年か後には財政再生団体に落ちるんだという見通しになっています。20億円ぐらい当初予算では取り崩すことになっていても、結果としてほとんど基金を取り崩すこともないというような状況が続いています。それはよかったんです、悪くはないんですが、そんな見通しで問題ないのかと思っています。

それから、集会所の件ですけども、先ほどの答弁でやっぱり公共施設等総合管理計画に書いてあるとおりの答弁をいただきました。緊急性というよりは計画の中で見直していくという話でしたけども、集会所は重要な位置づけになってますよね。近年は自治会や老人クラブも使っておられますし、最近リハサロンとか、それから集い場なんかでも使われていますので、高齢者も多く集まる施設になっています。耐震性の問題ですけど、Iw値0.15というのもあったんですけど、やっぱりちゃんと専門家を入れて確認されているのか、集会

所として最初から建てたものもありますし、改築してるところもありますよね。はたして安全上本当に専門家が見て大丈夫だということになっているのか、やっぱり検証しとかなあかんと思うんです。全部じゃないですが、老朽化が進んでいるものだけはやっぱり耐震補強をするなりするべきで、安全は最大限に考えてやるべきだと私は思っています。

以前に、廃校になるかも分からないという学校が耐震をされているということについて教育委員会に聞いたことがありましたけど、これは安全最優先ですということでした。だから、例え一日でも子どもたちが使うのであれば耐震はやりますという分かりやすい答えをいただきました。もう安全というのはそれぐらい大事だと思うんですね。そういう観点からも、多額の費用がかかるというのも分かりますけど、せめて何か耐震補強が必要だったら応急処置をするとか、専門家の意見もちゃんと聞いた上で徹底がなされているのかどうかについてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、5番目、防犯カメラについて。

警察等から要請があれば検討していきますということですけど、私はもっとたくさんあったほうが良いと思います。特に夜に大きめの公園なんかで青少年なんかいろいろ集まって問題になっているようなところもありますし、そういうところも含めてぜひともこれは安全・安心のまちを目指すためにも、まずは200台程度は目指していただきたいということで要望しておきたいと思えます。

また、地域からもいろいろ設置要望を聞いています。要望したからといってすぐにつくものでもないのも分かっています。し

かし、地域によったらそういう地域に補助を出して幾らか地域も持ち出しをして設置をしていくという、そういう市もありますから、そういう制度も検討していただきたいなということで、これは要望しておきたいと思えます。

それから、狹隘道路の件です。7番目です。ね。

先ほどちょっと答弁が分かりにくかったんですけど、今1件は新制度で進んでいるということでした。これはすごいなと私は思いました。なぜなら、1件もないんじゃないかなと思ってまして、大変に複雑な制度やし、時間もかかりそうな制度で、なかなか工事関係者にとってはハードルの高い制度やなと思っています。今、不動産関係とかいろんなところに周知をされているということですので、引き続き周知もされながら、摂津市としては道路整備をしていきたいというそういう思いがあつての制度ですので、そういったことも含めてPRをお願いしておきたいと思えます。批判はいたしませんけどもなかなか難しい制度やなと思えます。これはとにかく前へ進めるしかないと思えますから、応援はしますのでぜひ頑張ってください。

その上で、もう一つお聞きしたいのが、狹隘道路は道路の種類によって異なってきました、問題になっているのは、私道といわれる道路で、1回も舗装したことがないという道路が結構あります。それは何でやというと、摂津市の道路じゃないので、これは自分で整備してくださいという考え方になっています。自分でやってくださいって言われたら、お金もかかることから誰もやらないのでそのままほったらかしになっていると、こういうことですね。た

だ、運よくといいますか、市内で水道管の入れ替えとかガス管の入れ替えが結構頻繁に行われています。ガス管を入れ替えたり水道管を入れ替えてもらおうと原状復旧しなくてははいけません。これも以前から何度も質問しており、一般質問もしてはいますが、そういう舗装されない道路に対して救済措置を使って整備する代わりに市の道路にしていく方法があります。豊中市なんかはそういうことをやっています。また、補助だけをするという市もあります。どんどん老朽化していきますので、これはぜひとも何か救済する方法を考えていただきたいです。これは要望としておきます。

それから、10番目の開発指導関連について、千里丘東1丁目の分譲マンションですが、再開発許可ではなかったということです。今回は緑地を確保しますという計画の協議をされたということです。こういうことであればちびっこ広場をつくってほしいとは言えないと思います。ただ、この地域には、過去にちびっこ広場があったんです。ご存知の方もいらっしゃると思いますが、摂津市が土地を借りてちびっこ広場を設置していました。その後、返してくださいということになって、ちびっこ広場であったところは駐車場になってます。その後、30軒ぐらい新しい家が建ちまして、子どもがふえました。しかし、子どもの遊ぶ場所がないということで、ご意見を受けていましたが、ちびっこ広場の設置には至りませんでした。そして、今回は90戸ぐらいのこのマンションができましたが、おそらく子どもの遊び場所がないという問題が出てくると思います。広場も含めてこの地域には近くに小学校跡地、つまり旧三宅小学校がありますよということかもしれませんけども、そこはいつも

開いてるわけではありません。この地域には子どもが遊ぶ場所がないんやということ、ぜひちょっと課題として置いておいていただきたいんですね。そして、FMを進められるときに、なんで私がちびっこ広場とか公園を入れろと言っているかというところがあるからなんです。どうしても欲しいという地域があるんですね。ちびっこ広場は、市で設置することだってできると思うんですよ。そういう考え方を持つべきやということと言ったんですね。この千里丘東1丁目地域にはちびっこ広場のような子どもの遊ぶ場所がありませんので、このことをぜひとも認識してください。それから第45集会所は子育て関係の施設として使用されるかも分からないということがあります。住所が千里丘東2丁目なので近いですが、やはり千里丘東1丁目には広場がありませんので、そのことをぜひ念頭においていただきたいと思います。FMの話になりますけど、FMもしっかり検討いただきたいなというふうにお願いしまして、これも要望いたします。お願いいたします。

次、公園の管理事業ですね。11番目になりますね。

緑の基本計画に基づいて、いつも私は言っていますが、何でかという、やっぱりこの基本計画はすばらしい計画やなと思うからですね。だから毎年のように検証をさせていただいて、本当に生きた計画にさせていただきたいなという思いがあって言っているわけでございます。今回、コロナ禍でなかなか思うように検証もできない中で、公園の在り方については検証しましたということでございましたので、それはそれでよしとおきたいと思います。これからも緑の基本計画については質問して

いきますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最初に言ひましたけど、公園のトイレについて、なかなか大事な視点やなと思ひました。摂津市の印象をよくするのも悪くするのも公園のトイレって非常に重要なことであります。トイレを見たらその市の印象につながるんです。トイレを一生懸命清掃している団体がいらっしやいまして、トイレがきれいになれば気持ちが変わると言ひられていますが、何となく私は分かる気がいたします。そういう意味でトイレを大事に、きれいにしていただきたいということをお願ひしておきます。

それから、この緑の基本計画については、行政経営戦略にもちゃんと記載されています。それが重要な位置づけになってますので、これはもう3年ごとの検証も中間見直しもしっかりやっけていただきて、よろしくお願ひしたいと思ひます。これは要望とします。

次に、防災関係です。とにかく自主防災組織の活性化というのは非常に大事だなと思ひています。防災危機管理課として問題意識は持たれてると思ひますけど、しっかり理想を高く、そして現状に満足せず、進めていっていただきたいと思ひます。自主防災組織の方とそういう思ひを共有できるように、努力していただきたいと思ひます。また、防災サポーターもそういう意味では自主防災組織が活性化するための一つの大きなキーになると思ひますよ。けどあんまり負担になってはいけません。そのため、活躍できる場をぜひともこの自主防災組織と共有をす中で防災サポーターが活躍しやすいように、ぜひとも環境整備をやっけていただきたいです。また、さっきも言ひましたように、令和3年度の

防災サポーターの育成のときに、今後は自主運営するよな組織形態もいろいろ考えていくということでございますので、スキルアップできるよな方法も検討いただきたいと思ひます。前もお話をしましたけど、長野県の千曲川が氾濫をして大きな被害を受けた長沼地区というところがあります。もう3年前になりますけど、この地域は、内閣府が地区防災計画を作るというモデル地区にした地域なんです。ここでの防災協議会、これは自主防災組織と同じよな集まりですが、地区防災計画を作られました。この千曲川の河川事務所が設定して避難の目安は水位が7メートルなんですけど、実際に台風が来て水位が6メートルになったときに、すぐ避難せなあかんということで避難を決められたんです。これは市が避難してくださいという前に自分たちで自主避難を決めて一斉に避難をされました。結果として2人だけ亡くなりましたけども、多くの方が助かることができたということなんです。自主的な避難が功を奏したというここの結果でありまして、死者は極めて少なかった、みんな逃げることができたというよない事例もあります。どちらかという地形的には淀川沿いの摂津市とこの千曲川沿いの長沼地区って似てると思ひますよ。浸水想定範囲は摂津市のほうが広いんですけども、やっぱりこの地域はほとんど住民の入れ替わりがない。だから昔被害にあったことがずっと伝承されていってるといふことです。摂津市の場合は昔から住んでる人は少なくてほとんど新しく転入されてきた人やということ、昔のことなんか全然知りませんよね。その辺がちょっと違ひますけど、地形的にはよく似てるといふことがあつて、自主防災組織の意識を高

めることも大事やなと思っておりますので、そういう意味でこの自主防災組織の取り組みは頑張っていたらきたいなと思います。よろしくをお願いします。

それから、自治会の加入率の低下、今大変な問題ですし、外国人がふえてるとするのは、事実としてあります。そして、要援護者名簿の話、これも国から作りなさいと言われたから作ったということになりますが、実効性がないということで結構指摘をされています。全国で98%はできてるんですが、実効性のないものが結構あるんですね。やっぱりこれは実効性があるものに変えていかないといけないという課題も残っていると思います。

それから、SOS避難メソッドについては、令和2年6月、近畿建設協会というところで、森山市長が発表されましたけども、SOS避難メソッドについては担当課も知りませんでした。要するに、シティプロモーションの色が非常に強かったんだと思います。中身の議論がされないまま発表されてしまいましたけども、広域避難計画はまだできていません。これも早くやらないといけない。それから、先ほど言った市内でも逃げる場所をしっかりと確保するというのも一つです。だから、逃げおくれた人をいろんなところに一時避難ができる場所の確保も大事かもしれませんけども、広域避難がなかなかうまくできないのであれば、市内で何とか避難しますというのも一つ大きなことだと思います。

それから先ほど言いました、マイ・タイムラインもしっかりやっていただくということ、これも一つだと思います。とにかく一人も犠牲者を出さないということで、市長が掲げます、まちごとまるごと防災の実現を目指して、今後ともしっかりと進め

ていただくということで、強く要望はしておいて、このことは終わります。

以上です。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

森川課長。

○森川財政課長 質問番号1番、中期財政見通しの財政課としての認識についてありますが、中期財政見通しにつきましては、毎年、決算後にその時々々の状況を反映し修正を行いながら作成を行っております。作成に当たりましては、最も厳しい見込みを持って数値を導き出しているものでありまして、対策を全く講じない場合での見通しであります。

財政課といたしましては、市の先行きに関しまして、常に最悪の事態を想定しておかなければならないと考えております。その中で、中期財政見通しのおりにならないように財政運営に努めているものであります。

○三好義治委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、補足説明をさせていただきますと思います。

先ほど財政課長のほうからいろいろ説明がございました。歳入増によって結果的には令和2年度の決算は10億円程度積み増すことができました。それぞれ予算というものは歳入・歳出がございます。歳入のところを要は甘く見積もって、あるいは期待値を持って、例えば税でしたら通常100億円入るところを120億円入るだろうというような予算を組みますと、当然、赤字決算につながってまいります。先ほど、公会計のお話がございました。この公会計というのは企業会計で、いわゆる歳入・歳出は同額ではございません。本来の今やっております市町村会計というのは歳入・歳出が同額でございます。そういう中での財



政運営でございますので、歳入がもし予定どおりに入れば、必ずや黒字決算になってまいります。それぞれを見てみますと、決算概要11ページにありますように、令和2年度決算額は184億1,300万円、令和元年度187億800万円、増減額はこの市税ですけれども2億9,500万円のプラスになっております。実際には昨年度と比べますと2億9,500万円のマイナスとなっておりますが、予算ベースでいきますとそれぞれ増額となっております。

それと、執行率でございますが、執行率は91.2%となっております。これは過去の執行率を見てみますと、令和元年度では89.7%、平成30年度では91.4%、平成29年度は94.3%、平成28年度は91.9%となっております。予算減額から約5%から9%ぐらいの不用額が出ております。これは決算額に対して不用額が出るんですけれども、要は歳出の執行がなければ歳入も当然、特定財源が減ってまいります。それを約2分の1というふうに見ますと約3%から5%ぐらいの一般財源が不用額となって出てまいります。令和2年度の現計予算は500億円でございます。これが3%ですと15億円、5%ですと25億円、これが不用額として出てまいります。歳入が確実に確保されれば、当然、歳入・歳出同額ですが、決算を見たときには15億円から25億円の黒字決算となっております。それが一つの大きな理由であろうかと思っております。

先ほどの中期財政見通し、これは歳出を予算の成約なしに今後の推移を見たときに、これだけ伸びていくであろうとしております。実際には歳入に応じた形で歳出予算を組む。結果的にはそれが組めるときには必ずや赤字には絶対ならないと思って

います。歳入が不足してきますと、基金からの繰入金で予算を計上することになります。その基金が枯渇すれば当然ですが赤字決算になっていくであろうと思っております。

それから、決算概要40ページのところに、実質赤字比率とか連結実質赤字比率について書いてあります。今は赤字がありませんのでバー表示になっております。このところに数字が上がってくれば要警戒と私のほうは思っております。その下のところに書いてありますように、早期健全化比率というのが12.52%となっております。これは標準財政規模に対する割合でございます。それを単純に計算しますと、大体24億円ぐらいになります。24億円の赤字になれば、早期健全化比率に抵触をしております。24億円ですけども、例えばその半分の12億円、この赤字が出れば必ずや2年後にはその倍、24億円となっております。赤字の周りには雪だるま式にどんどんふえていきます。黒字の場合にはそう雪だるま式にはふえていきません。そういう意味で財政当局が一番注目してるのは、やはり今後の財政見通しを考えたとき、基金をしっかりと温存していきたい、そのためには臨時財政対策債の発行や減収補てん債、これを持って基金をしっかりと維持していきたい、そういう考え方であろうと思っております。

○三好義治委員長 溝口課長。

○溝口資産活用課長 それでは、集会所についてのご質問にお答えいたします。

昭和56年5月以前に建築されました旧耐震基準が適用される集会所の診断を平成30年度に行いまして、専門家の観点から、いろいろアドバイスも頂いております。改修や補強の必要についても認識はさ

せていただいておりますけれども、先ほど答弁させていただきました、今後のFMの再編の考え方もございます。当然、必要な場合につきましては、応急修繕も行いながら安全に利用いただけるよう努めてまいりたいと思っております。営繕担当の職員もおりますので、定期的な施設の点検、マニュアルに基づいた点検をこれからも実施していきたいと思っております。ただ、その中で危険度が非常に高いと判断できるような場合につきましては、使用停止や、また廃止等も検討しないといけないこともあろうかと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 集会所についてですが、専門家に見ていただいたということですので、これは了としておきたいと思っておりますけれども、大阪北部地震でも大丈夫だったし台風でも大丈夫だったこともあるんかもしれませんけど、やっぱり安全性というのはこれからも最大に配慮をいただいて、今後の建物管理、特に集会所は古いものが多いですから、しっかりと管理をお願いしておきたいということでこれは要望とします。

それから、中期財政見通し、奥村副市長からご答弁いただきました。ありがとうございます。言われていることもよく理解しております、その不用額が大きく左右してるなど。いつも15億円ぐらいは不用額として返ってくるなという認識があるんです。私が言ってるのは、3年ぐらいのうちの財政見通しやったらそんなにだけで、それを10年とか見通す中で、再建団体へ落ちるとい見通しについては、そこまで見通さんでもええん違うかと、そんなに毎年変わるんやったら3年ぐらいの見通し

にしといたら、そしたら基金はすぐになくなることはないから、毎年修正してもそんなにびっくりすることはないですけど、なかなか市民に見せられるような内容ではないと思っています。分かっている人はいいんだけど、そうでない人が見ると、不安を煽ることになってしまいます。今後は、再建団体へ落ちるような状況までは見通さないというふうにするとか、何か考えてもらえればと思います。

以上です。

○三好義治委員長 中期財政見通しについては、精度をいかに上げていくかということをやっぱり研究していただきたいと感じておりますので、またこれについては、しかるべきときに話をしていきたいと思っております。

暫時休憩します。

(午前 11時49分 休憩)

(午後 0時49分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、質問をしていきたいと思っております。

令和2年度は、この間の議論の中にもありましたように、新型コロナウイルスの蔓延で、生活様式も大きく変わりました。行政の中でも様々な検査の体制であるとか、それから医療や保健、公衆衛生の体制であるとか、ワクチン接種などのこれまでにない業務が押し寄せてくるという、大変な一年間だったと思っております。

改めて、この令和2年度を経験したこと、平成30年度から大阪北部地震や台風等の大きな自然災害、さらには、今回の新型コロナウイルスのような社会的な危機と、これまで経験していないような危機の中で、市民の一番身近な地方自治体である摂

津市として、これまでの行政の在り方について、令和2年度はしっかりと検証していき、次に生かしていかなければいけないなど改めて思っております。

そんな思いをもちながら、数点聞いていきたいと思っております。

まず、1番目が市税についてお聞きします。決算書28ページにあります。当初の予算で見ますと、令和元年度と比べて減収を見込んで予算が組まれました。蓋を開けて見ると、調定額が14億円ほどふえて193億1,764万8,000円ということになり、結果収入済額として184億円というような結果となっております。この予算では、前年度と比べて減収を見込みながら調定額では、大幅に増加、前年と比べても大幅に増額している。予算と比べると14億円も違うというようなことについて、結果的に収入済額は前年よりもふえているというような状況ですが、どのように見ておられるか、一つお聞きしたい。

もう一つは、不納欠損額、収入未済額等も共に前年から比べて増加しております。これは元々その調定額等がふえているということに影響するかと思っておりますが、とりわけ収入未済額というのは、前年よりも2.4倍ほど大きくなっているという点について、改めて、その要因についてお聞きしておきたいと思っております。

2番目に、同じく市税に関わることで、課税事務事業で決算概要66ページですか、市税業務委託料があります。これは、この課税業務について3年間の契約を結ばれたということで、債務負担行為で1億3,307万4,000円が、令和2年の1月から令和5年の3月までの期間において、債務負担行為が組まれた中で、令和2年1月から3月までの3か月間の決算

として2,202万7,500円が決算の額としては上がっているというように思っています。窓口業務の外部委託というのは、市民課から始まって、今、高齢介護課でも一部行われているかと思っておりますが、特に、この市民税課に関わっては、第三者委員会等の中でも調査されてはいたしましたが、入力ミスによる市民税の還付等がある、その対策であるとか、組織内の風通しの問題であるとか、チェックの問題とか、いろいろな検証を進めていくという最中に、そういった外部委託を導入されたと思っておりますが、改めて、その点お聞きしておきたいと思っております。

同時に、2番目の質問の枝番2と考えてもらえたらと思うんですけど、委託業者についてですね、公募型のプロポーザルでの選定だということだったと思っております。その選定過程とですね、委託する事業、それから正職員が実施する業務との住み分け等はどうか。1月からということで3か月だけありますけども、令和3年度は年度当初から実施しておりますので、そういったものの中で、一度、お聞かせをいただけたらなと思っております。

3番目として、今も少し触れましたけども、課税事務ミスを防ぐ対策として、第三者委員会からは様々な指摘や再発防止策というものが提起されました。

ただ、第三者委員会の提言は、令和2年度末に公表されております。ですから、それを基にした様々なプロジェクト等が組まれているのだとしたら、令和3年度の事業になるかと思っておりますが、しかし、過誤納付、還付ですね、還付後について、原課ではやはり直ちに対策であるとか、原因分析等をやられているとお聞きをしております。第三者委員会の提言を待つことなく、

再発防止に取り組んでおられると思いますので、その点、令和2年度の取り組みを改めて、お聞かせいただけたらなと思います。

4番目、これは財政課のほうになるかと思えます。決算書40ページにあります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、7億4,213万1,000円が交付されました。改めてですね、このコロナ禍での対策について、摂津市は国のこういった交付金を待たずして小規模事業者への応援であるとか、様々なものに対策を打ち出してこられたと思えますけれども、この交付金について、どういった事業に活用されてきたのかお聞きしたいと思います。

次、防災対策については、これまでの議論はお聞きしておりますので、要望だけしておきたいと思えますが、コロナ禍の下で、地域のつながりであるとか、非常に重要視される中、防災についても地域マップを作ったりとか、いろんな動きがとられている中で、コロナ禍によって地域の中で集まるものがぴたっと止まってしまったと、課長も非常に残念だとおっしゃっておられました。残念だったと思えますが、ここを何とか工夫してですね、地域のつながり、あらゆるつながりを活用しながら、防災について前に進めていただきたいので、そういった取り組みについて要望しておきたいと思えます。

5番目、防犯カメラの設置についてであります。設置の状況等は、既にこれまでご答弁をされておられます。30台ふやされて、水みどり課から5台が移されて、全体で135台の体制だということであります。犯罪抑止という点で、防犯カメラの役割というのは、非常に大きいものかと私も

認識をしています。同時に、不特定多数の方々が映り込むという点で言うと、プライバシーという点での配慮も最大限図らなければいけません。まちのいたるところに防犯カメラがあふれているような社会というのは、非常に息苦しい社会ということも言えるわけで、この防犯カメラ設置に関してのガイドラインが、摂津市でも設けられております。街頭犯罪の未然防止と犯罪発生時に容疑者の特定に役立てることが目的ですけれども、個人のプライバシー保護は非常に重要だとしまして、管理責任者であるとか、画像データを取り扱う担当者の指定であるとか、撮影区域の範囲、それから保存、厳重な保管、それから、データ消去の問題であるとか、様々なものがガイドラインとして設けられています。この令和2年度はカメラもふえてきておりますし、警察の方々が外部組織として、その開示等を求めて来られているかと思えますけれども、その辺のガイドラインでプライバシーを守るという観点からの運用がどうだったのか。管理責任者はどなたで、取扱責任者はどなたで、そういった指定がきちんとされているのか。消去、保管は長くて1か月ぐらいだということになっておりますが、その保管の状況等も含めてですね、お答えいただきたいと思えます。

続いて、6番目の公共交通整備事業についてお聞きします。

約15平方キロメートルという非常に小さい市域である摂津市ですけれども、河川であるとか、鉄軌道等で分断されているようなまちの中で、公共交通が非常に重要になってきます。鳥飼まちづくりグランドデザインにおいても、移動手段の確保、どこに行くにも安全で便利なまちをと願う市民の皆さんの思いというのは、非常に大き

いものがあると思っています。

そんな中で、今回の公共交通整備事業として、運行継続支援金というのが出されました。これは、コロナ禍で乗客数も減っていたり、運転手の確保が大変なバス会社とか、タクシー会社に対する支援金だということではありますが、改めて、その内容と、どのようなものを期待して、これを実施され、効果はどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

続いて、7番目に自転車運行空間整備事業についてお聞きしたいと思います。

道路における自転車走行のレーンを明示していくと、分かりやすくしていくということでの矢羽根型路面標示を実施されました。府道大阪高槻線と市道新在家鳥飼上線が手始めに行われているかと思いません。

ただ、市民の皆さんからは、突然引かれた青い矢羽根と自転車のピクトグラムが出てきたことで、そこが自転車専用レーン、つまり自転車の通行路だというような誤解もあったりして、元々の道路がそんなに広くなくて、大型車両も通行しているという観点で、ここを通ったら返って危ないという声がたくさん私どものところにも届けられました。基本、自転車は車道だということは、ルール上、そうなっていると思います。同時に、高齢者であったり、年少者の方については、歩行者に配慮しながら歩道を通行できるということもルールではありますが、小さいお子さんが歩道から車道にさっと飛び出してしまうということが非常に危険なんだという声が上がっていました。一年以上たっておりますが、こうした声に対して、きちんと応えていく必要がありますし、より安全に自転車が通行できるような空間を作っていくということに

ついて、摂津市は自転車の倫理条例も設けてますし、それから100年ドライブという取り組みも行っているという関係上は、やはりしっかりやっていく必要があると思います。そういったものを含めてですね、現状の認識、それから効果についてお話しください。

それから、次は、8番目になりますかね。道路台帳更新事業について、基本的なことをお聞きして申し訳ないんですが、この間、道路の構造令等の変更で、先の議会でも条例改正がありましたところ、ベンチとか置けるような道路ということも設定されてきたということでありました。改めてですね、摂津市内の道路・歩道というのは、安全という観点からいくと、必ずしも安全な道路が多いとは言えないと思っています。そういう意味で、この道路台帳というものは、どんなものが記載されていて、どのような更新がされているのか。そこから、どんなことをやっていく材料となるのか、その点をお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、安藤委員のご質問にお答えします。

まず、1番目、決算書28ページ、市税につきまして、予算と決算の違い、大きな乖離について、市税全般のお答えをさせていただきます。

まず、この予算と決算の違いの一番大きなところは個人市民税であるかと思っております。こちらにつきましては、令和2年度の当初予算時には、令和元年度と比べまして、雇用機会、環境の改善や人口増加ということもありましたので、それを背景に納税義務者数が増加する見込みとして、当初予算の算出を行ったところでござい

ましたが、令和2年度に個人市民税のほうの状況を見ますと、その前の年、つまり令和元年度中の状況が、見込んでいましたよりも、雇用機会の改善が見られたということで、納税義務者数の増加ということと、税額そのものも増加している状況というのが見られました。そのところで当初想定していたよりも、額が大きくなりまして、最終的に市税全体の決算の状況で見ますと、当初予算よりも大きくなったところかと考えております。

法人市民税につきましては、元々法人税割の税率が下がることも念頭に置いておりましたので、実際の決算額と当初で見えておりました部分につきましては、それほど大きく開かなかつたと見ております。

予算と決算の状況については、以上かと考えております。

○三好義治委員長 柳瀬課長。

○柳瀬納税課長 それでは、私のほうから不納欠損と収入未済の増額について、ご答弁させていただきます。

まず、不納欠損でございますが、先日もご答弁させていただきましたように、近年におきましては、約1,000万円から3,000万円の間を推移するという、下げ止まり状態の状況になっております。

令和2年度の不納欠損につきましては、令和元年度から957万円の増額となっております。こちらの理由につきましては、1件、約2,000万円の高額な不納欠損の処理を行ったことによります。この1件で2,000万円ほどございまして、残りにつきましては、1,000万円ということになりますので、大体その推移の範囲の中と考えております。

続きまして、収入未済についてでございます。

収入未済につきましては、令和元年度から5億1,104万円の増額となっております。こちらの内訳といたしましては、現年課税分につきましては5億4,774万円、滞納繰越分につきましては3,669万円の減となっております。現年課税分につきましては5億円の増。滞納繰越分につきましては3,600万円の減額となっております。この現年課税分の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症による徴収猶予の特例制度がございまして、その制度を活用されたものがほとんどでございます。このコロナ特例の猶予を申請された金額につきましては6億1,876万9,000円となっております、実際に年度を繰り越したのが5億6,525万7,000円となっております。

その差額につきましては、大体例年どおりの金額になると考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、市民税課に関わります質問番号2番、決算概要66ページ、市税業務委託についてのご質問にご答弁申し上げます。

市税業務委託の考え方等につきましては、先日の塚本委員と福住委員のご質問でもご答弁申し上げたところもございしますが、市民税課では、特に、当初課税の時期に膨大なデータ量の処理を行わなければならないというようなこともございます。

それと、そのピーク時に併せて、必要な人員配置を行うことができるということで、これまで応援職員でありますとか、会計年度任用職員などの応援の部分で、指導に職員が当たらなければならなかった時間が削減されるというようなことも大きいと考えまして、委託という形に至ったと

ころがございます。

こちらの委託につきまして、実際に3年間の複数年契約で、令和3年の1月から令和5年の12月までで、公募型のプロポーザル方式により業者を選定いたしました。こちらにつきましては、令和2年の7月にホームページにて募集をいたしまして、8月に応募の期間を設けておりました。実際に、応募された業者は1者だけではございましたけれども、募集をいたします要項の中で、評価基準というものを示させていただいておまして、その評価基準の最低点というものをクリアしなければ、市としましては、交渉権がないものと考えますとさせていただきます。実際に応募された提案内容等、評価の基準に達するかどうかというところを、内部の職員ではございますが、選定委員を定めまして、選定委員で審査をしました結果、評価基準には達している事業者であるということで、契約を結ぶということに至りました。

実際、委託の方が行う業務につきましては、税証明等の窓口業務、個人住民税の当初課税及び軽自動車税、法人市民税、固定資産税にかかる補助事務ということでございまして、職員との業務の違いというところに関しましては、あくまでも市職員がしなければならない業務というのは賦課事務でありますとか、内容証明を交付するときにも、内容が合っているか業者任せということではなくて、職員で必ずチェックをするという検認事務というところも職員がしなければならない業務としております。どちらかと言え、補助的な作業にかかる事務が委託事務というような形になっておろうかと思っております。

次に、3番目の税の還付ミスが起こったことに対してのその後の対策ということ

でございます。こちらに関しましても、ミスが起こったということは大変なことであり、大変申し訳ないということを思っております。

そして、課税事務の重要性に関しましては、当然、市民税課職員は重々承知しております。税、特に個人住民税は、保険料ですとか、給付や市民サービスの元となるものですので、この課税事務においては、神経を使って業務に当たっているところがございます。

ミスを防止する対策、リスクを減らす考え方としましては、やはりチェック体制の強化ということになるかと思っております。こちらの部分につきましては、やってもやり足りないというところはあるのかも分かりませんが、我々としては、今まではシステムに入力したあと、目で確認をしておいたというところで、その部分だけを対象としてデータの全件抽出してというところまでは行ってはおりませんが、このミスが分かってからは、そういうデータの全件抽出をしてのチェック作業ということを行っております。

また、令和2年度ではなく、令和3年度課税になってしまいますが、課税計算を行う前にエラーチェックができるように基幹システムのチェック機能の追加をしたというところがございます。

こちらのほうは、課税計算後に、対象データを、全件抽出しまして、実際の資料とシステム画面上の数値の全件チェックというも行っております。また還付が生じる場合につきましては、還付通知書の作成時に出力した通知書の数値と資料とを照合チェックし、再発防止の取り組みを行っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 答弁する側は、もう少し簡潔明瞭に答弁をお願いします。

次に、森川課長。

○森川財政課長 質問番号4番、決算書40ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用先について、お答えいたします。

活用先といたしましては、主に12回の補正予算で計上しております市独自事業に活用をしております。

具体的には、小規模事業者等激励金給付事業やひとり親家庭激励給付金事業、医療従事者や介護保険サービス従事者などへの応援給付金事業、小・中学校教育用コンピュータ事業や検体採取補助事業など、約40の事業に対して活用させていただいております。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号5番、防犯カメラについてのご質問でございます。

防犯カメラ、これは人が起こす犯罪に対する抑制効果を狙ったものでございますので、人が撮影されていなければ、意味はございません。そのため、個人のプライバシーを侵害するおそれがありますことは、十分に認識しております。設置に当たりましては、より適正な管理運用が必要となることから、ガイドライン設けまして、これを遵守しながら犯罪抑止効果とプライバシーの保護を目指しております。

お問い合わせの管理責任者ということでございますが、これは防災危機管理課長でございます。

それと、データの保存なんですけれども、防犯カメラの中に保存機能、ディスクドライブ等ございまして、おおむね1か月以内と定めております。データの管理なんです

けれども、カメラは1年365日、24時間稼働しておりますので、データはどんどん上書きされてまいりますことから、古いデータが自動削除されるような形をとっております。

また、データの取り出しなんですけれども、これはセキュリティのお話でありますので、詳しくは申し上げられませんが、パスワード等をしっかり管理しながら、誰でも取り出せるデータではないということで、運用をしっかりとっております。

また、令和2年度のデータの活用状況なんですけれども、データを取り出した実績は197件でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、6番目のご質問にお答えさせていただきます。

公共交通整備事業の公共交通運行継続支援金についてでございますが、支援先につきましては、市内を運行するバス事業者、阪急・近鉄・京阪バス、それと市内に営業所を持つタクシー事業者、こちらは千里丘タクシーと国際興業でございます。

支援の内容につきましては、まず、バス事業者に対しまして、コロナ禍の影響によりまして、利用者的大幅な減少に伴いまして、通常、土曜、日曜、休日ダイヤで運行できるようところをですね、車内等の密度を避けるために、平日ダイヤでの運行を継続したことに対する運行継続費とですね、車内の感染防止対策費として支援金をお渡ししております。そのそれぞれの内訳につきましては、近鉄バスが174万8,000円、阪急バスについては184万円、京阪バスについては23万8,000円という内容となっております。

それから、タクシー事業者につきまして



は、車内の感染防止対策費として、営業所で所有している車の台数に1台1万円をかけた金額で千里丘タクシーにつきましては34万円、国際興業につきましては20万円、合計54万円、合わせて決算として436万6,000円を支援金として支出させていただいております。

期待する効果等につきましてですが、やはり公共交通としましては、各社の運行を維持確保することが、市民の移動手段の確保につながりますので、行政としてはできるだけ支援をもって、継続するように努めたというようなところで、今後も、減便等がないように期待しているところでございます。

続きまして、7番目の自転車空間、自転車通行空間整備事業についてでございますが、こちらにつきましては、令和2年3月に摂津市の自転車活用推進計画を作成しております。この計画の中で定めた路線を、整備していく予定でございますが、委員がおっしゃるように、整備内容としましては、車道部に青色の矢羽根型路面標示を設置して、車道混在による自転車の通行空間を整備していくものでございます。

令和2年度につきましては、大阪府が府道大阪高槻線一津屋交差点から鳥飼仁和寺大橋の交差点を経由して、鳥飼基地南交差点までの約2.9キロ整備されました。

併せまして、本市においても同じ令和2年度に新在家鳥飼中線について新在家交差点を中心とした470メートルの整備をさせていただきました。

この効果につきましてですが、他市の状況ではございますが、茨木市におきまして人口1,000人当たりの自転車関連事故件数がですね、平成25年度では2.04件と北摂では最も高い状況でありました

が、矢羽根型路面標示を重点的に整備した後の平成30年度では1.01と半減しているような状況がありましたので、その効果は高く反映されているのではないかと思います。

また、本市におきましても、モノレール南摂津駅のはなみずき通りのところで300メートルほど路面標示を施工させていただいております。その施行前と施工後の結果におきましては、逆走する割合が47.2%から30.2%と17ポイント減少しておりますので、一定効果は得られているのかなと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、8番目のご質問の道路台帳の構造令の変更の反映とですね、台帳の記載項目、また、その台帳の活用や管理方法についてお答えいたします。

道路法第28条では、道路管理者は道路台帳の調整、保管をしなければならないと定められております。

また、同法施行規則第4条の2では、道路台帳は、調書及び図面を持って組成するものとされておまして、調書に掲げる項目も路線名や認定年月日、起終点、面積、最小幅員などを記載するものとしておまして、その様式も定められております。

道路台帳更新事業の道路台帳更新業務委託では、公共事業や開発行為などで整備されて、新たに市道認定された道路の追加や既存道路の幅員等の変更が生じた際に、これらの法令に基づきまして、調書及び図面の調整を行っております。その情報は、道路管理システムで一括して管理しておまして、規定様式の帳票及び図面を作成し、道路台帳調書及び台帳図として出力管

理をしており、令和2年度は660メートルの調書及び台帳図の更新を行っております。

その中で、こうした活用の方法ということですが、この道路台帳と言いますのは、言わば、我々の資産台帳のようなものになりまして、道路管理業務の基本となるものでございます。この道路台帳でもって、我々の管理範囲を確認いたしまして、道路管理全般、例えばですね、占用申請、施工承認申請、開発あるいは建築の確認の中での指導等にも利用しているというものでございます。

ご質問の道路構造令の適合についてでございますが、構造令につきましては、道路を新設し、または改築する場合に適用されるもので、先ほど申し上げました台帳、道路法施行規則に規定しております台帳項目には、道路構造令の適用可否の記載を必要とする項目はございませんが、歩車分離の状況等につきましては、台帳図におきまして、その横断防止柵の設置状況あるいは歩道のあるところにつきましては、その幅員も記載しております。

以上です。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

まず、1番目の市税についてであります。予算からいろいろ変動要因等もあって、前年比ですね、少し延びているというようなことで、対予算で言えば、5億円ほど伸びているというような状況であります。

2回目にお聞きしておきたいのは、収入未済額でコロナの減免等もあったと、かなりの部分を占めているということですが、基本的なことで申し訳ないんですけど、中身についてももう少し教えてください。加えてお答えいただきたいんですが、

こうした一定、その雇用等がですね、令和元年度だと思うんですけども、雇用等回復してきたことによって、令和2年度は納税義務者もふえてきたということです。

一方で、令和2年度支払いという際に、コロナの減免であったりとか、それから非正規雇用労働者等々がコロナ禍によって収入が大幅に落ち込む等でですね、支払いが困難になっている方というのも、非常に多く出てくると。令和3年度、令和4年度に向けては、さらにそういったことも想定されるのではないかなと思っております。

その上で、滞納処分についてですね、どのような取り組みになっているのか、少しお聞きしたいと思います。基本的に、払える資力がありながら、市役所からの問いかけにも応じない方について、財産調査等しながら差し押さえをすると、それについてさらに調査をしながら、換価もしくは、場合によったら執行停止というような判断をされていっているんだというふうに思っております。もちろん税ですので、納税義務というのは、市民にはあります。

しかし、同時に、今の状況の中で払いたくても払えない、市役所からの督促状が来たときに、それに応じられるかどうかというのは、市の対応により左右する面も多くあると思います。丁寧に話を聞いてあげる。分納とか、減免の制度をお知らせしてあげる。そういった対応が必要で、いきなりいつ払うのだというような話をする中で、差し押さえ等でですね、その方の財産を押さえてしまって、それが事業者の場合ですと運転資金で事業が止まってしまいかねない。もしくは、子どものための教育費が使えなくなってしまうというようなことにもなりかねないということで、最大限の配慮も求められると思っておりますので、滞納処分

の状況をですね、最近の傾向と合わせてですね、教えていただけないでしょうか。お願いします。

次、2番目であります。業務委託についてであります。市民税に関わるお仕事というのは、恐らくは、1年を通して、非常に忙しい繁忙期というのが出てきますので、これまでは、会計年度任用職員等ですね、雇用をして対応してきた部分、ただ、そうになると、税の仕事になれていない方々に対して指導をする等で時間が割かれてしまうという点は、課税業務をやっていく上で、困難が生じていたんだということなんだろうと思うんですけども、それでもやはり、税というのは、非常に個人情報にも関わってくるような大事な分野であって、本来なら、そういった季節的に非常に忙しくなるのであれば、そういった人事配置等がなされるべきであって、外部機関に委託をするというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですね。

それから、今回、あえて債務負担行為を行ったというのは、いろいろな受付窓口業務においてもノウハウが蓄積されていないとこなせないという点で言うと、その専門性という面においても、やはり課税業務全般は摂津市が雇用をした正規の職員が行って初めて責任ある課税業務ができるんじゃないかなと思うんですね。その点についてですね、まだ、債務負担行為、まだ契約が残ってはいるんですけど、しっかり検証をしていただきたいと思いますけれども、それについて、部長の見解をお聞きしておきたいなと思います。

あと、課税事務ミスに対する再発防止についてです。入力ミスであったりですね、第三者委員会の報告書にはいろいろと書いてあります。マニュアル化、業務の見え

る化、業務フローの作成、チェック機能の強化などが書かれていて、これはこれでしっかりとやっぱり取り組んでいただきたいなと思いますが、原課だけではなかなかこなし切れない部分もあるかというふうに思うんですね。例えば、人事異動における工夫であるとかですね、不祥事に対しての職員間での風通しの良さなどなどがですね、そういったものも指摘をされております。これは、令和2年度以降になっているのかなとは思いますが、所管が人事課になるのかもしれませんが、一度、そういった市民税課としてですね、この事務ミスを防止するための具体的な手だては手だてとしてしっかりやっていただいているかと思うんですけども、その事務の流れの中で、人の配置の問題等を配慮された職場に変わっているのか、変わろうとしているのか。その点の実態をですね、聞かせていただきたいと思います。

四つ目にいきます。地方創生臨時交付金です。12回にわたって補正予算を令和2年度は組まれて、40事業ほど市の独自コロナ対策に充当されてきたものだという事があります。先般の委員会でも少し指摘があったかと思いますが、コロナ対策で十分過ぎるような対策ってなかなかないと思うんですね。摂津市としても、国のできないものについて、摂津市の市民の皆さんや事業者の皆さんの声をお聞きして、それにしっかりと合うようなものを独自策として考えていく必要があったと、私は思っております。私たちも8回にわたって市長や教育長にもですね、申し入れも行ってまいりました。交付金の範囲内で事業をやらなければいけないということでは、決してないはずで、先般の本会議での野口議員による指摘では、この約4,000万

円、摂津市独自としての持ち出しそのものが、僅か4,000万円ぐらいにしかならないんじゃないかというような指摘もありましたので、その点のお考えを、令和2年度を振り返って、それから今後に向けて、やはり検証をきちんとしないといけないと思いますので、見解を聞いておきたいと思います。

それと、防犯カメラの設置事業につきましては、ご説明いただきまして分かりました。いろいろ大事な両面あると思います。やはりプライバシーの問題、それからまちの雰囲気の問題もありますので、きっちりとその運用はやっているんだよということが分かるようにしていただきたいなと思います。消去など、他のことについては、全部端末で完結をしていると、そこから取り出してメディア等で保管をしているということではないんだなということは分かりました。

同時に、令和2年度では197件が提供されたと、すべて警察だということですが、いつどの場所のデータをどこどこに出したというようなものについての管理はされているのかどうか。その点は確認をさせていただきたいと思います。

次に、6番目の公共交通の継続、運行継続支援金についてです。これも、公共交通を運営されている事業者に対しての思いというのが、金額はさておき、ちゃんと伝わっていたらいいなという思いがあるんですけども、令和2年度末に阪急バスが減便になってしまいました。これとはまた別のことだと思いますけども、民間バス事業者ですから、やはりそれぞれの企業の経営状況等もあります。それを経営が圧迫してまで、いろんなことをやってくれということは、なかなか難しい面はあるかとは思

ますが、やはり公共交通機関としての社会的な責任というのは、しっかり持っていたいただきたいなと思っています。

摂津市として、今後、公共交通機関をより充実してもらいたいということについて、こういった支援金を使って協力を求めていくというのは、今後やっぱりもっと考えていく必要があるんじゃないかなと思うんですね。その点は、どう思われているのか。この継続支援金というのは継続されているかと思うんですけども、それ以上に乗降客が減ってきているけども、そういったところに対して、市民の移動支援というような観点から、お出かけ支援という摂津市としての考え方、市民の移動手段を確保していくという大きな目標に向かっての一つの手段として考えられるんじゃないかなと思うんですが、その点のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、次が、自転車運行空間整備事業についてであります。茨木市の効果ですね、それから、はなみずき通りの逆走でも、大きな効果があったというふうにご説明をいただきました。今後、さらに範囲が広がっていくと思います。茨木市がどういった道路にやっておられるか、私は分かりませんが、現状鳥飼の地域を中心に矢羽根型路面標示が施工されていますが、かなり道路が狭くて、しかも車両通行量が多い、まさに自動車と自転車が混在している道路でありますので、ある意味、その危険というものをですね、同時にやっぱり注意しないといけない。注意して啓発はしっかりやっていかないといけないんじゃないかなと思うんですね。小学3年生に対する自転車教室とか、いろいろやっておられるというのも、先般お答えいただいていたかと思うんですが、やはり地域の高齢者の老人

クラブの方々、学校、保育所、幼稚園、また自動車運転免許証の更新時等にも、ドライバーの方に理解を求めていかないと、非常に危険だなという場面を何度も目撃をしたり、お聞きしたりしております。その点は、もちろん線を引いていかれる方針の下で、そういったソフトの部分ですね。あえて、それが引かれることによって、危険を招かないように安全を啓発していくというようなお考えについて、お聞かせをいただきたいのと。

それと、新在家鳥飼上線の矢羽根型路面標示について、それまでに引かれている路側帯の白い白線が消されています。府道大阪高槻線では、鳥飼8号交差点のあたりで、引き直しがされているんですけども、以前の路面標示が消されているという面で、路面が非常に粗くなっているんですね。狭い新在家鳥飼上線を自転車で通行する際に、その矢羽根型路面標示の上もがたがたになっている部分があって、自転車でハンドルがとられるってというような危険な目にあったというようなお声もいただいています。路面標示はされたけども、路面の状態が悪い状態であると返って危ないなと思っているんです。そういったところの点検をしっかりやっていただきたいと思うんですけど、それもお聞かせください。

もう一点、この矢羽根型標示ですけども、青一色になっていますが、夜になると街灯が少ない地域、道路は、視認性が非常に悪いんですね。この間、吹田市へ行きますと、矢羽根型路面標示の道路側のところに視認性を高めるために、白い細い線が引かれておったんですね。せっかく引かれるのであれば、そういった対策も必要ではないかなと思うんですけど、その辺の視認性の問題なんかも、併せてお聞かせいただきたい

と思います。

道路台帳についてです。道路構造令等とは、直接リンクはしていないようなことだったと思いますけども、道路台帳そのものが摂津市の道路行政の根幹になっているものだとすればですね、その道路台帳として管理をするのかどうか分かりませんが、市内に通っている約200キロメートルぐらいの市道が、必ずしもすべてが新たに道路を引くための構造令上どおりにはなっているかと言えば、そうではないと思うんです。多くの市民の皆さんから、歩道を設置してほしい。歩道を広げてほしい。様々な要望がある中で、いろんな条件の下で実現が困難になっている部分があるかと思うんですけど、市の道路を管理する市役所として、摂津市の道路のどこが、どういった問題があるのかというのは、全体として把握されていると思うんですけども、台帳のようなものできちんと管理をしながら、どうやってそれを改善していくのか。毎年、穴が開いたり、ヒビが入ったりしますので、メンテナンスでも相当追われている部分はあるかと思いますが、道路の構造そのものも問題のある点をきちんと一元的に管理をしておくべきではないかなと思うんです。もう既にやっておられるなら、そういうふうにお答えいただいたらいいと思うんですけども、その道路台帳に少し関連して、そのお考え方をお聞かせいただきたいなと思います。

2回目、以上です。

○三好義治委員長 柳瀬課長。

○柳瀬納税課長 それでは、1番目のご質問に対して、ご答弁させていただきます。

まず、新型コロナウイルスに関する収入未済の件でございますが、こちらは、減免ではなくて、徴収猶予の制度となっております。

ます。申請いただきましたら、税の徴収猶予を一年間受けることができるものでございまして、そのため、現年課税分につきましては、その申請いただいた金額分を収入未済として計上させていただき、次年度、令和3年度にお納めいただきましたら、そちらが滞納繰越分として収入されるといいう形になっておりますので、令和2年度分につきましては収入未済額に計上させていただくということになっております。

続きまして、滞納処分につきましてご答弁させていただきます。

まず、滞納処分の令和2年度実績につきましてですが、まず、差し押さえ、こちらにつきましては、不動産が39件、これは令和元年度から16件の減となっております。次に、債権ですが、こちらは例えば給料、年金、生命保険、預金等になりますが、この債権につきましては274件の差し押さえで、前年度から189件の減となっております。合計で313件、これは前年度から205件の減となっております。

また、実際にお金に換えるという換価です。こちらにつきましては207件となっております。前年度から183件の減となっております。傾向といたしましては、ここ数年は全体的に差し押さえにつきましては減少傾向にございます。

また、令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの影響もございまして、また、徴収猶予の制度等も勘案いたしまして、例年よりさらに少ない件数となっております。

そして、未納者への対応ということでございます。委員がご指摘のとおり滞納の方の中には、一向にご連絡いただけない方、また、分割納付のお約束をお守りいただけない方、資産をお持ちであるにもかかわらず、

お支払いいただけない方などがおられます。こういった方には法令に基づきまして、差し押さえの処分等を行っておるところでございしますが、我々といたしましては、あくまで差し押えることは目的ではなく、あくまで自主的に納付いただくということを前提としております。差し押えることによりまして、納税課と滞納解消に向けたお話の場についていただくきっかけづくりとして考えております。滞納されている方の仕事や生活の状況をしっかりと把握し、また、画一的に対応するのではなく、個々の事情に応じた滞納整理を行うことを心がけまして、また、委員がご指摘のとおり、分納や減免のお話をさせていただくことによりまして、適正な滞納の事務執行に努めているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 山口部長。

○山口総務部長 それでは、私のほうから2点目の課税事務の委託につきまして、お答えを申し上げます。

委員がおっしゃっていますのは、税というのは個人情報の固まりでございまして、そういう業務をですね、先ほど市民税課長から答弁がありましたけれども、本質的な課税にかかる事務と、補助的な事務という、この表現がございましたが、補助的な事務であっても、個人情報に触れることは、これは間違いございません。

ご質問の趣旨は恐らくそういう個人情報とか、そういった業務については、市が直接雇用する職員をもって、職務を遂行すべきではないかと、これは個人情報保護の観点から、しっかりとそこの保護を図るべきではないかというご指摘だったかなと思います。もちろん、これはいろんな指定管理業務もそうですけれども、委託に出す

ときにつきましては、こういうお話というのは、いつもお伺いするわけでございますけれども、これは契約上ではございますけれども、やはり個人情報の保護という観点での契約条項もしっかりと入れ込んでおりますし、業者との打ち合わせの中でも、もちろん業務責任者とはしっかりとそのあたりの守秘義務といいますか、個人情報の取り扱いについての厳格な取り扱いをしていただきたいということを確認をいたしておりますし、また、定例的に打ち合わせをしておるんですけど、その中でも毎回、そのあたりは確認をいたしておるところでございます。

市民税課には、一応、税制総務係と市民税係がございまして、今の業務につきましては、主に市民税係の課税業務、もちろん税制総務のほうでの仕事にも従事をしていただいておりますけれども、やはり私も今、タイムカードがICカードとなっておりますので、ソフトを介して、税3課全部の勤務状況、月に二、三回は見るようにしております。やはり市民税課につきましては、1月から5月、いわゆる6月の当初課税までは、相当な残業が出ております。もちろん人数的なこともあろうかとは思いますが、それだけではなくて、毎年市税条例の改正を出させてもらっております。税については、毎年複雑、多岐化しております。そういう業務に対して、臨んでいくわけですから、どうしても時間外がふえてくるということで、今回はやっぱりそこを本来業務にしっかりと傾注をしていただきたいという意味も込めて、委託をして、職員の負担の軽減も図るということも、一つの目標でございます。

今のところ、そのあたりのところについては、一定、残業は相当削減されてきてい

るのかなとは思っております。これはただ単に人数が足りないとかいうことではなくして、やはり大きな要素としては複雑、多岐化しておる部分の業務の遂行というところが、相当やっぱり難しくなっているのかなという印象を持っております。

それと、もう一点、忙しい時期ですね。それと、忙しくないと言ったら語弊があるんですけども、通常は時期ですね、1月から5月の時期と、それ以外の時期というのは、ある程度差がございます。その忙しい時期に市の直接雇用の職員をそこに入れたらいいじゃないかというお話もあったかと思うんですけども、やはり税というのは、継続性、専門性が相当問われてきますので、一定の期間だけそこに配置をしても、やはり一年間を通して配置をしていかないと、それも2年、3年で人事異動で替わるということになってきますと、非常にしんどい話になってきますので、私ども人事当局とも話しているんですけども、5年程度はやはりしっかりと継続して、その職場で働いていただけるようにという形の協議をしているところでございます。

以上です。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、市民税課にかかります安藤委員のご質問にお答えいたします。

ミス防止のための人事配置になっているかどうかということで、市民税課の考えについてのご質問でございました。市民税課の考え方というところでございますけれども、職員配置の数につきましては、これで十分ということは、どこの課もないかと思っておりますので、それについては、何とも言えないところかなと思っております。

その次に、4月の人事異動ですね、繁忙

期での異動、また、短期間での人事異動を避けると。この2点に関しましては、ミス防止のための配置ということで考えていただけるのであればとは感じております。この令和3年度の4月の異動はございませんでしたので、一定考えていただけることになっているのかとは感じております。

以上でございます。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 質問番号4番、コロナ対策としての令和2年度の一般財源と、今後についてでございますけれども、地方創生臨時交付金につきましては、対象事業に関する実施計画を提出し、その実施計画に基づいて、実績報告を国に提出をしております。その実績報告では、本市の持ち出し、いわゆる一般財源につきましては、3,804万2,762円、約4,000万円あります。

新型コロナウイルス感染症対応経費といたしましては、このほかに、予備費から充当した対応分としまして2,109万4,369円、また、地方創生臨時交付金の実施計画には記載はしてありませんが、当初予算分でありましたり、補正予算分を活用したコロナ対策経費が約8,000万円となっております。令和2年度の本市の持ち出し、いわゆる一般財源については、約1億4,000万円と捉えているところであります。

コロナにつきましては、まだまだ感染が続いている状況でありまして、令和3年度におきましても、既に様々な市独自支援策を講じております。

今後、このコロナウイルスがどういうふうになっていくのか、なかなか見通せないことはたくさんございますけれども、感染状況を注視しながら、その状況に合った対

応に心がけていくことが必要ではないかなと考えておりました、その財源につきましても、しっかり確保してまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 質問番号5番でございます。

防犯カメラ運用をきっちりしているのか。いつどのカメラのデータを提供しているのか、把握しているのかというお問い合わせでございました。これはもうその都度、警察から公文書で照会文書を頂戴しておりますので、いつどのカメラのデータを提供したというのは、把握しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、6番目の公共交通に関する移動支援への考え方についてのご質問にお答えさせていただきます。

公共交通は、乗合バス事業としてすべての市民、誰もが利用できるよう輸送能力とか、移送能力を確保して、維持確保に努めることが必要であると考えています。

バス交通につきましては、昨年度、パーソントリップデータの情報を分析しましたところですね、鉄道や自動車、自転車等の交通手段の中で、一番低く全体の1.5%という利用状況でございます。

バス事業者もですね、利用者向上のために、これまでICカードによる乗車時のスムーズ化や、バスロケーションシステム、こちらの導入によって、情報提供などをして工夫をされてきております。

本市としましても、これらのシステム導入に対しまして、補助金を交付し、路線維持、活性化と利便性向上のために取り組みをさせていただいております。



しかし、利用者の減少傾向ですね、伸び悩みに加え、運転手不足も加えまして、また、コロナ禍の影響により、さらなる利用者の減少から、採算性の問題など、課題が多いことが実情でありまして、需要と供給のバランスから減便が発生した状況でもございました。

また、市のほうとしましては、近鉄バスが運行している市内循環バスにつきまして、補助金を交付し、市民の移動手段であるバスへの支援を行っておりますとともに、公共施設巡回バスによって、公共交通の空白地と言われていた地域について、路線を設定しまして、利用者、市民の足の確保にも努めてきております。

このような中、市民ニーズを捉え、公共交通を効率よく運行し、利便性向上が図れるか、また、今後は少子高齢化がどんどん進む中、公共交通の役割をどこまで設定するかというのは、非常に難しい問題で、すべての市民の要望を満たすことは非常に困難ではございますが、民間の路線バスの維持確保に努めるとともに、地域公共交通の活性化に向け、市民ニーズを的確に捉え、利便性向上が図れるようには取り組んでまいりたいと考えております。

それから、7番目の自転車に関するご質問でございますが、まず、自転車はですね、身近で、気軽に利用できる乗り物として、子どもからお年寄りまで幅広く利用されております。その反面、免許制ではないことから、交通法規を理解している方が少ないのではないかと考えております。自転車には、自転車安全利用五則がありまして、摂津警察と連携して、交通安全教室や交差点での街頭指導など、この五則にのっとりまして、啓発・指導に努め、ソフト面での自転車の利用に対するルールにつつまし

て啓発に努めてまいりたいと考えております。

それから、矢羽根型路面標示の部分につきまして、既存の路側帯を削って、その上に路面標示を書くということで、凹凸ができて、ガタガタになるというところがございます。既存のアスファルトの上に路面標示を貼るとなれば、どうしても路側帯と重なることになってきます。この路側帯、青色矢羽根表示につきましては、所轄である摂津警察とも協議して、路側帯を消して、そこに青色矢羽根を引くというような、そういう施工の条件になっておりますので、既存の道路につきましては、削るしか方法はありません。その分で、多少のがたつきはあろうかと思いますが、塗るときにですね、どうしても塗布で塗りますので、どうしても何ミリかの段差は出てきます。できるだけ必要以上に段差がないようなですね、施工はしていきたいなと考えております。

それから、吹田市では白い線も書かれていたということで、確かに、視認性の高く、高輝度のある青色矢羽根の横に白い線を入れるという形状もありますが、今のところ摂津市で施工を考えているのは、青色の矢羽根のみでございます。

今後はですね、そういった暗い状況などを見まして、そういった施工もあるということで検討はしていきますけども、もう一つは、ガラスビーズを上を吹きかけていますので、夜間でもヘッドライト等で、明かりが分散されて、視認性はあろうかと思えます。今、安藤委員のおっしゃるような白い線というのはより高輝度が高い表示のようでございますので、そのあたりは、また検討したいと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、8番目のご質問で、市内の道路において、構造的な危険な箇所の把握、管理についてのお問いにお答えいたします。

市内の認定道路につきましては、約200キロメートルございます。これらの危険箇所につきましては、道路のパトロールや市民からの情報提供により、発見された危険な箇所におきましては、データベースで管理しまして、進捗が確認できるようにしております。

また、逐次ですね、修繕等を実施しているところでございます。

また、そのほかに道路の安全性の確認ということでは、福祉のまちづくり条例の規定を満たさない歩道の段差のある箇所や、教育委員会や所轄警察署と連携して行っております通学路の安全点検等により確認された要改善箇所などでは、その所管事業において、箇所の把握を行うとともに必要な改善、対策を行っているところでございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。そしたら、市税ですね。差し押さえ、それから換価、執行停止、滞納処分っていろいろあるかと思いますが、より丁寧な対応を改めて求めておきたいと思います。

それで、差し押さえの目的として、今、課長からお話ありましたが、差し押さえそのものが目的ではないんだと。まずは、こちらからの呼びかけに応じていただけない方との相談ができるようなきっかけにするということでありまして。ここで、例えばですね、令和2年度でいきますと合計313件ございましたが、その差し押さえすることによって、どのぐらいの方が相談に

応じて、換価とか、執行停止、もしくは話し合いに応じて納税につながっていったか。その差し押さえの効果というのはどんなふうに見ておられるのか、その点だけ聞かせてください。

それから、二つ目の委託で、部長からもお話がありました。一つは、やっぱり部長がおっしゃったように、個人情報の固まりである税情報、しかも、その税によって、その他の保険料であるとか、今後は、デジタル化、オンライン化によって、その税にひもづけられた情報が一元化管理されていく。デジタル情報の利活用等の法律等であれば、それが大きな話になっていけば、民間業者にも開放されていくところにもつながる入り口の業務ということでありまして、非常にそういう点で言うと、摂津市の市民税課、税に関わる職員の役割、責任というのは、非常に大きくて、人が足りなくて大変なんだというような部署にしちゃいけないと思うんですね。やはり直接職員が責任をもって最初から最後まできっちり管理をする。その流れも管理職の方々が把握していく。同時に、地方税法がどんどん改正されて、毎年のように分厚い資料の一部改正議案が出されて、それに対応するだけでも大変な中で、それに応じた配置を市独自で自前でやっていかないことには、単純な作業だからといって、それをよそに委託していくというのは、行く行くそういったものは、形骸化していったら、いろいろな事務ミスにつながっていくおそれがあるんじゃないかなというのは危惧として申し上げておきたいと思います。その点は、しっかり検証もしていただきたいのと。

それから、その課税事務ミスに対する対応についても、マニュアル化などやチェッ

ク体制の問題に加えて、職員の配置であるとか、それから責任の所在であるとかというの、明確にしていくようなシステムづくりを求めておきたいと思います。

一点、先ほど聞かなかったんですけども、委託に関してですけども、業務契約についてですが、公募型のプロポーザルっていう方式で、結局、手を挙げられたのは1社だけだったんですね。この間、委託契約であったり、建設、土木等の入札では、なかなか入札不調等が起きていて、いろいろ困難な状況にある中で、こういう公募型プロポーザルでも、例えば中学校給食でも1社手を挙げるかどうかというような、いろんな状況があります。行政がやる仕事ですから、個人情報保護などですね、非常に細かい条件がついてくることによって、なかなか民間業者がやれない。だからこそ、それは民間業者ではなく、市役所の職員でやるべき仕事なんだということを言いたいわけなんですけれども、今回の非常に大事な業務をお願いするに当たって、幾ら選定委員会条件に合ったからといって、たった1社のプロポーザルで、本当に透明性であったり、専門性が図れたのか。その点は見解として、自信を持って言えるのかですね、本来ですと、皆さんがおっしゃる民間委託とか、アウトソーシングというのは、民間の専門性を生かしていくというようなことが競争原理を働かせるんだということも、一つあると思うんです。それがきちんと果たしているのか。そういったこともやっぱりきちんと見ていただきたいなと思うんですけど、その見解をお聞かせいただきたいと思います。

第三者委員会等の対策については、また、これはもう日常ふだんの取り組みになっていくかと思しますので、また、これから

も注目をしていきたいと思ひますし、頑張っていたきたいと思ひます。

それから、四つ目の臨時創生交付金についてでございます。対象となる事業は1億4,000万円ほどだというお話がありました。それにしても、やはり摂津市の今の財政、令和2年度の決算の状況、市税で言えば当初と比べても、調定額は14億円もふえて、実際の収入も一定程度が確保されていると。主要基金残高についてはふえていて、先ほど財政の考え方というお話もありましたけど、結果として積み増しがされると、市債残高についても、令和3年度こそ市債をふやしていくというような方針にはあるものの、令和2年度の決算で言えば、約1億7,000万円の市債残高が圧縮されているというようなことが、結果として出ています。

結果として出ている中で、コロナ禍という大変深刻な社会的な危機の中、しかも、ワクチンの接種で市民は大混乱になりました。市内の飲食店、中小業者の皆さんが給付金を得るために非常に右往左往されて、非常に苦しい状況に置かれていました。学校や保育所、また学童保育室等々、感染者が出たときに濃厚接触者となるのかどうなのか。なかなか返事が来ない中で、学校が再開する、保育所が再開する。じゃあ再開できない場合に、親の仕事はどうするんだ。右往左往しなきゃいけないときに、やはり検査の拡大というのは、非常に重要だったはずだと、私たちは思っていますが、いろんな市民の皆さんがコロナ禍で困っていることに対して、一番身近な自治体として対応していくことが、非常に求められた一年だったかと思うんですね。そういう点から言うと、4,000万円、金額だけではないでしょうけども、やはり非常に寂

しい数字ではないかなと思います。その点のお考えを聞かせてください。

それで、決算概要の最初の総括で書かれているんですけども、このコロナ禍により、これまでの日常が一変し、市民生活や経済活動に多大なる影響を与えたんだと。本市においても、新しい生活様式に対応した時世に応じた柔軟な取り組みを推進していく必要がありますと書かれています。これは単に財政運営上だけの時世に応じた対応ではなくて、市民生活をどう支えていくかという、もしくは、これまで足りなかったところにもう少し手厚い支援を行い、救える命を守れるようにするための体制づくりということも含めて、新しい市民の生活様式に対応していくような、いろんなことを考えなきゃいけないということをおっしゃっているんだと、私は理解しております。お金の面だけだよということであれば、訂正していただきたいんですが、そういった中で、この地方創生臨時交付金対象事業が、これだけで果たして本当にいいのかというふうに思います。例えば、水道料金の減免が昨年度、つまり令和2年度に4か月ではありますけども実施されました。9,000万円ほどの補正予算が組まれて、最終決算では減額されて約5,500万円となりました。これについて、他市では継続していらっしゃるところもあります。

給食の補助についても、一定の金額、数百万円でやられているところもあります。または、例えば、茨木市で、医療崩壊の中で、自宅療養を余儀なくされている方々に対して、保健所から情報を流してもらって、市のほうからお買物支援等をする事業が行われました。これは茨木市だけじゃなくて、吹田市とか、大阪府内でもいろんな近

隣自治体で行われていて、実質上、予算としては数百万円でやっておられるんですね。こういったことを要望もしながらですね、やってきたんですけど、なかなかそこは実現できておりません。

一方で、決算を見ると、主要基金残高はふえていると。ここはやっぱりもっと身近な市民の皆さんの声を聞いて反映させていくことが必要ではないかと思いますが、今後の在り方について、改めて、お聞かせいただきたいと思います。

あとは、防犯カメラについては分かりました。運用等ですね、しっかりとやっていただきたいですし、カメラがここにあるよというのが、抑止効果を大きくするんだということで、カメラの位置表示もきちんとやっていただいているかと思いますが、分かりやすくやっていっていただきたいなと思います。よろしく願います。

あと、公共交通については、もう要望としておきたいと思いますが、会社の経営や財政状況だけでは、やはりままならない。現状いろいろお願いをしているけども、高齢化が進んでいくという中で、バスやタクシーなど公共交通をもっと利用しやすいようなまちにしていくというのが、私は大事だと思っています。パーソントリップ調査も、5年も前のデータでありますので、新しいデータの下で、使いやすい公共交通にしていく上で、行政として何ができるのか。民間業者への補助金でお願いするのか。NPO法人等への補助金で、そういったNPO団体等を育成していくのか。もしくは、摂津市独自で福祉との連携で市民の移動手段をどう確保していくのか。運転免許証を返納する高齢者の方がふえていく中、小さなお子さんが車がなくても、保健センターまで行って、健診が受けられるようにし

ていくというようなことを考えていく上で、やっぱりこの補助金の制度も生かしながら、拡大をしながら、また検討を進めていただきたいと思います。

自転車については、引き続き安全対策を推進いただくのと同時に、地域の方々への啓発については、しっかりやっていただきたいなと思います。要望とします。

道路台帳につきましても、道路台帳とは別に、もういろいろ管理をしていらっしゃるということでありますので、福祉のまちづくりに関わっての道路の現状であるとかいうことが管理はされていらっしゃるということでありますから、それについてどのように進捗していくのかという計画等もお示しをいただきながら、安全な道路行政を進めていただきたいということは要望としておきたいと思います。

以上です。

○三好義治委員長 質問3件ですね、その中で、3点目のコロナ対策で摂津市との今後の対応について、どうしていくのかということについては、本日は決算審査やから、この辺はお答えできる範囲でお願いしたいと思います。

まず、1点目で柳瀬課長。

○柳瀬納税課長 それでは、差し押さえがどのように滞納者の方とコンタクトできるかどうかということにつきまして、ご答弁させていただきます。

なかなかケース・バイ・ケースがございますので、典型的に統計を取っているというのはございませんが、全体的な流れ、印象をお答えさせていただきます。

差し押さえでは、銀行口座の少額で休眠しているような口座を差し押さえた場合につきましては、ご連絡をいただけないことが若干ございますが、大体の場合におき

ましては、差し押さえさせていただきますら、滞納者の方からご連絡をいただくことがほとんどでございます。

その上で、現在の仕事の状況や生活の状況などをお伺いしまして、納付計画のお話をさせていただきます。その中で、あくまで自主納付によりご納付いただきまして、差し押さえの解除というものを目指して、納付計画を立て納付していただくということでお話を進めさせていただいております。やはりその中では、換価ということで、ほぼ差し押さえ解除という形で解決するものが大半であると考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 山口部長。

○山口総務部長 まず、2点目の課税事務委託についての契約において、公募型プロポーザルで1社ということに対して、透明性や競争性が確保されているのかということでございます。1社しかないということは、それは公でしたほうがええん違うかという、こういうご質疑やったと理解をしております。これにつきましては、先ほど私、指定管理の話も出しましたけれども、指定管理もそうですけれども、この課税事務も10年、15年、20年前については、なかなか参入業者がいなかったと思います。それだけ民間のほういろんな分野に対して、知識を伸ばして、いわゆる営業内容を伸ばしてこられて成長されてこられた。そのところは、やはり公務員でなければできないという考えではおったわけですけれども、やはり民間の能力が、それに相当追いついてきて、それを担える事業者がふえてきたということが、一つ背景にはあろうかなと、私も契約を長くやっておって、そのように思います。

今回、この1社がどうなのかということ

なんですけれども、やはり2社、3社と競争をしたほうがよかったかもしれませんが、今回、指名型のプロポーザルではなくして、公募型のプロポーザルでございますので、いわゆる形としては随意契約にはなるんですけれども、性質的には一般競争に近いような形になっていまして、告示をした段階で、そこから競争が始まっているということになります。指名競争入札の場合でしたら、5社指名しますと、その5社以外の6社目は参入できないわけですね。この場合、1社であったらこれは具合が悪いと思いますけれども、公募型のプロポーザルの場合につきましては、その段階で、告示の段階でもう競争していますので、1回目の答弁で市民税課長が答えましたように、1社でも一定の合格点、及第点をとっておれば、それについては了とすべきものと考えてございます。

それから、4点目の財政の関係で、いろいろと日本共産党からも要望書、何回かいただいております。すべて見させてはいただいております。それにすべてに対して、お答えはできてはおらないんですけれども、他市でやっていること、水道料金の減免、まだ続けているところがあるよという話もございましたけれども、令和2年度に関しましては、財政課長が言いましたように、一億数千万円ほど予備費、それから当初予算で計上した分も含めて、一般財源を投入したわけでございますけれども、おのおの対策につきましても、新型コロナ対策本部会議でもって、各課から要求ができたものについて精査をして、もうちょっとこういう制度にしたほうがいいんじゃないかという議論を重ねた上で、予算措置をほぼすべてさせていただいたところでございます。

確かに、他市の事例等々に照らして、摂津市がやっているところで、他市がやっていない。その逆の部分も多々ありますけれども、今後につきましてははですね、これも去年の本会議でも度々申し上げておりますとおり、やはり各課のほうから有効な対策が出てきたときについては、もちろんプライオリティをつけながらですけれども、必要な対策についてはしっかりと予算づけをしてまいりたい。このように考えてございます。

以上です。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。市税、滞納処分につきましてははですね、差し押さえをした際には、大体の方はびっくりして来られるかと思えます。できるだけですね、そういった市民に寄り添った対応をやっていただきたいと思えます。

差し押さえで応じた方については、相手の要望がなければ、そこから換価へって乱暴に進んでいくというようなことはないというふうに理解いたしました。基本的に自主納付を促していけるように、しっかりと対応をしていただきたいと思います。ことを申し上げておきたいと思えます。

それと、部長からもお話がありましたが、これまでやってこられたコロナ対策、独自策の40事業を含めて、それから一般財源をどのぐらい投入したかも含めてですね、やはりきちんと検証をしていただいた上で、市民の皆さんが求めておられる、または、それに対応できるですね、きめ細やかなコロナ対策というのをやっていく必要があるなと思っております。

そういう意味では、各課が市民の皆さんと直接応対しておられて、そういったところで集めた情報を、何か役に立てないかと

というような立場から事業の展開をしていただくよう強く願ってやみません。そのことを申し上げておきたいと思ひます。

それと、市税の委託についてです。結局、今回の市税の委託というのは公募型のプロポーザルではあったけれども、1社しか来なかったと。それでも摂津市が求める水準には達しているから問題ないよということだと思ひます。このようなことは、これまで指定管理者の制度が導入されてきたり、アウトソーシングを進めていく上での大きな目的の一つであった民間事業者が持っている進んだ技術等を競争原理によってより効果的に、より少ない費用で、より効果を最大化していくというようなことでは全くないと思ひます。あくまで、摂津市の業務を遂行していく上で、人が足りない、人がいないんだと。それを埋めるために、外部委託した際に、摂津市の業務の水準には達しているのをお願いしようというようなことで、私は理解しております。それで果たしていいのかということは、私は申し上げておきたいと思ひますが、もし私の理解が足りていないようであれば、述べていただきたいと思ひます。

○三好義治委員長 山口部長。

○山口総務部長 2回目の答弁でも申し上げましたけれども、人が足りないと言ひ出したら、これはすべてのところの部署に該当するかと思ひます。

もう一人、もう一人という要求はあろうかと思ひます。じゃあ幾ら人数を突っ込めばいいのかということは、また非常に難しい問題がございますので、やはり業務ごとに、それなりの専門性なり、分野なりで違うところがございますので、そのところについては、私のほうとしては何とも言ひません。この税に関しましては、先ほどか

ら言っております市税条例が毎年改正されて、次の議会にも恐らく市税条例の改正を上げさせてもらうことになろうかと思ひますけれども、非常に複雑で専門性が高いものとなっております。私個人としてはやはり数年、5年、6年、経験を積んでやっていくべき部署ではないかなと思ひますので、これは単に人が足りないから委託をするということではなくして、もちろんいけばいいんですけれども、それプラスやはり複雑、多岐にわたる業務をしっかりとやっていて、職員にはしっかりともっともっとやるべきところに目を向けてやっていただくということが、趣旨でございますので、よろしくお願ひします。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 すみません。人が足りないからというのは、ちょっと言い過ぎた面があります。少なくとも、市民に対して、責任ある業務をやっていく上で、その業務に見合った体制が現状では難しいと、それを補うための委託だというようなことだと理解いたしました。

○三好義治委員長 次、松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、引き続き質問等をさせていただきます。いろいろと、もう議論がありましたので、一部は意見のみとさせていただきます。

まず、一点目、財政についてということで、これはもう意見です。令和2年度につきましては、黒字ということでございます。

しかしながら、多くのコロナ対策を、多額の支出ということがありました。結果、国からの交付金ということで、そこは何かある程度賄えたというところが、実情かなと感じています。財政を見ても、令和元年度からも堅実な財政運営を行っているものと認識はしております。

ただ、今後、さらに多くの財政支出というのは予想しております、J R 千里丘駅西口の再開発、あるいは千里丘小学校の増改築、給食センターの建設、そして、鳥飼まちづくり等々ございます。各種施設、そして、河川防災施設の上部施設と。今、予想できるだけでも、多額の予算を要する事業が控えております。

しかしながら、そんなときでも使うときはしっかりと使うということが大事ななと思っております。森川前市長のときでも下水道事業で、相当な費用を使って行われましたけれども、結果として、今、高い評価を得ているというのは、私はいろいろと聞いております。そのための財政の土台をしっかりとしていくことが重要であろうかと思っております。

今、令和2年の経営戦略、行政経営戦略というのも立てられましたので、経営という観点で、そのまちづくりを通じて、歳入を上げる努力というの、やっぱり考えていく必要があるかなと思っております。

先ほど、J R 千里丘駅西口再開発の話もちょっと出しましたが、これも本市の歳入を上げる非常に大きな可能性を持っているなど。まさに、そこは投資という意味で、いかにして、まちづくりを発展させ、人を集めて歳入を上げるという、そういう観点をしっかりとぜひ職員一人一人が意識を持って取り組んでいただきたいなと思っております。

ほかにもですね、健都ではイノベーションパークで、今、ニプロ本社のように建設も始まって、やはりそこからの税収というのは、将来的に非常に大きな期待ができるものであります。イノベーションパークの本市のエリアについて、しっかりと検討していくべきと言ってまいりました。将来

を見据えて企業がそこに集まってくる、そこに企業の本社がくることもあり得ます。あるいは、その企業が鳥飼地域に移転してくれるとか、いわゆる経営という観点を、ぜひ、その財政の中にも取り入れてやっていただきたいなと思っております。ぜひ財政運営をしっかりと考えながら、実施されるよう要望いたします。財政については、以上です。

続きまして、防災についてです。事務報告書の56ページ、57ページです。

令和2年度も様々な訓練をされて来られました。旧三宅スポーツセンターでの体育館での段ボール訓練等ですね、あるいは、庁内での訓練もされてきたと思っております。この中でも、できる範囲のことはしっかりやられてきたということは評価いたします。

その中で、災害対策本部訓練の定期的な実施は、絶対しなければならないと提言をし続けてきておりました。ようやく令和2年度に条件が整えられた中で、実施されたと認識をしておりますけれども、改めて、どのような苦慮をされたのか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、2番目、防災サポーターについて、これは予算概要138ページ、防災士資格取得補助について、確認をいたします。これは質問といたします。

これまでも防災士資格取得の補助制度については、議論をされておりました。そして、この補助というのは防災サポーター養成講座を受講することが要件となっております。防災サポーターの育成を行っているというところで、その令和2年度の取り組みと併せて、そのフォローアップについてですね、これは幾つかも議論されてきましたけれども、フォローアップという点で、



まず、改めてお聞かせいただきたいなと思います。

続きまして、これは意見とさせていただきます。

同じく138ページの広域避難についてですけれども、SOS避難メソッドを昨年に打ち出されて、民間事業者などの避難先確保をされたということについては、評価をしたいと思っております。

ただ、やはり大規模な避難場所を速やかに確定するということが必要であろうかと考えております。小さな避難先は幾つあっても、殺到する避難者を受け入れることというのは、受入体制の管理、あるいは、殺到するということも踏まえて、なかなか難しいと。どう振り分けていくかという課題が大きいものかなと考えております。

そうであれば、まずは、その大規模な拠点を一つないし、二つ準備して、その上で必要に避難者を振り分けていく。そのようにやっていかないと、その広域避難での、いわゆる大勢の方々の避難に対しては、なかなか取り組むことが困難であろうかなということは考えております。特に、場所としては、万博が有力候補であるということと、将来的には、万博にアリーナも作られるということをお聞きしています。そこは、まさに、非常に有力な避難施設となり得るのかなと考えております。

一般質問でもさせてもらいましたが、すべてをそろえてからでは、やっぱりおそいということで、やはり段階ごとにしっかりと市民の方に周知をしていくということが、重要になっていくかと思っております。

市長は、以前、吹田市長、茨木市長と、そして、摂津市の3市長合同で十三高槻線と中央環状線の交差点にかかる中期計画

を大阪府に要望されて、実現をしたということもございます。そういった意味で、やはり摂津市民は当然大阪府民でありますから、市長がやはり政治力というところもぜひ発揮をしていただきたいなと。やはりこれはいつまでも議論を続けていくものではなく、やはり計画的にしっかりと作っていくということが必要になってくるかなと思うので、これは要望とさせていただきます。

続きまして、資産活用課に関してです。これは質問です。

市有財産についてで、集会所の話はいろいろされておりました。それ以外にも、資産活用課として、やはり本市資産を有効に活用していかなければならないものと考えておりますけれども、その中で、令和2年度において、旧三宅小学校跡地と、旧味舌小学校跡地の残っている部分の活用について、何かコンセプトを計画されたりとか、考えられたりすることはあるのか、その点をお聞かせいただきたいなと思います。

次に、4番目、これも多々議論ありました循環バス、巡回バスについてです。利用者等もいろいろとお聞きをいたしました。その点、私としてはお聞きしたいのが、循環バス、巡回バスの利用率について、なかなか令和2年度ではコロナ禍も踏まえて、少なくなってしまったという状況もあります。これはやはり今後も継続していくべきなのかということも踏まえて、市としてどのように考えているのか。令和2年度の総括をお聞かせいただきたいなと思います。

続きまして、5番目、こちらも質問とさせていただきます。

公園に関するものです。令和2年度の予算の中で、公園、特に明和池と新幹線公園

については、本市にとっては、ポテンシャルを秘めた公園として、民間活力の導入も含めて、いろいろと実施をしていただきたいというところで要望はさせていただいております。

その中で、新幹線公園、令和2年度の取り組みですね、また、新幹線公園にはゼロ系新幹線があり、吹田市では健都ライブラリーのところでゼロ系新幹線が展示をされており、連携することもいいんじゃないかと思っております。そういったところを踏まえて、令和2年度の取り組みについて、お聞かせいただきたいなと思います。

続きまして、これは意見です。多世代同居・近居支援のところ、この点もいろいろと議論がありましたので、一定理解はしております。これは、我が会派としてもしっかりと当初から提案していた事業です。

しかしながらですね、1点危惧をするところがございます。この制度というのは、やはり単なる補助というのではなく、3世代家族の住まいや暮らしにスマイルを提供することについて、チラシでも謳っております。やはりこの制度が動機づけとなって本市に戻ってくる、あるいは、多世代同居・近居になるための一助であるということが、非常に重要であろうかと思っております。いわゆるブロック塀撤去とか、そういった補助と、また一つ違う性質の制度であります。その点、この制度の意義を把握することが必要かなと、件数だけ見ても、やはりその制度の本当の成果は、なかなか図ることが難しいのかなと思っております。やはりアンケート調査なりで、本市に戻ってくるきっかけになりましたかとか、そういう分析もやっていくことが、私は必要なのかなと考えております。

それを踏まえて、どの部分をまた強化し

ていけばいいのかと。特に、本市では、鳥飼東部地域において人口減少が続いている中で、この地域の部分に限定して、この金額を倍増させたら、その成果がさらに出る、あるいは、他市から転入いただくために鳥飼東部地域に限定して取り組みを行うなど、そういった工夫も必要ではないかと考えています。そのためには、分析をしながら工夫をして、目的に合致できるように、さらに進化をしていただければなと思いますので、これは要望とさせていただきます。

続いて、6番目です。こちら予算概要120ページの阪急正雀駅南側の駐車場についてということで、これは昨年、駐車料金を確か値下げしたと認識をしておりますけれども、具体的にどうなったのか、その点をお聞かせいただきたいなと思います。

続きまして、未就学児の交通安全対策についてで、意見となります。ハンプにつきまして、もう既に議論をされておりますので、その効果も一定あるということで認識をいたしました。これはぜひとも効果があるということも認識をいたしましたので、これは事業としてしっかりとやっていただきたいなと思います。他の地域でもやはりスピード抑止ということを求められるところがございます。その中で、ハンプというものが、やはり物理的にしっかりとスピード抑止に役立つということになっております。ぜひ、これは市民ニーズに応じて、しっかりと継続的に対応していただきたいなと思います。これは要望とさせていただきます。

続きまして、決算概要124ページの道路床板修繕事業についてです。これについても要望とさせていただきます。

こちら、私も地域の方から非常に強く要

望を受けまして、市としても対応いただきました。結果として、地域の要望に応じた形での修繕というものになったと思っております。これについては評価をいたします。ぜひ、地域としっかりと協議をする中で、より良い形で事業を進めていただければと思いますので、これは意見とさせていただきます。

以上です。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号2番のご質問でございます。事務報告書56ページ、57ページにございます中で、特に、災害対策本部の運営訓練ということでございました。具体的には、事務報告書の57ページの中で、震災総合訓練というタイトルになっておるものでございます。この内容なんですけれども、午前9時に本市が震度6弱の地震に見舞われたという想定で、主に三つの訓練を実施いたしました。

一つ目は、職員の安否確認訓練でございます。具体的に、所属長が職員の安否を確認いたしまして、その結果を各班長に報告すると。次に、各班長から職員班に報告するという流れを実際に行いました。

続いて、二つ目は、各班による事前検討訓練でございます。これも、震度6弱の地震が発生して、その後1時間30分と3日後、この二つのタイミングに絞りまして、どのような課題が発生していると想定されるか。また、どのような対応や活動が求められるかを班ごとにイメージしていただいて、実際にやるべきことをリストアップするという訓練でございます。

最後に、三つ目といたしまして、市長、副市長、教育長と、全部長級職員によります災害対策本部の運営の訓練でございま

す。これもタイミング的には震災発災後、1時間30分後と3日後を想定いたしまして、本部会議への被害状況の報告でありましたり、職員の安否状況の報告の段取り確認、また、各班の活動報告や課題の情報共有などの段取り確認などを行いました。

続いて、ご質問の防災サポーター、令和2年度の特にフォローアップというところの切り口でのご質問でございます。令和2年度の防災サポーターのフォローアップと申しますと、令和元年度に第1期の防災サポーターが誕生しておりました。その方たちを対象に、令和2年度は子育て総合支援センターの遊戯室で水害を想定した避難所の運営訓練、また、別府コミュニティセンターで2月に行いました地震を想定した避難訓練、このあたりすべて第1期の防災サポーターの方にもお声掛けさせていただいて、実際に避難所運営を体験していただくという形で、フォローアップを行いました。

また、令和2年度の冬の時期なんですけれども、ちょうど第2期の防災サポーター養成講座を行いました。この中でも、オブザーバーのような形で第1期の皆様にお声掛けさせていただいて、一緒に希望者の方は参加いただいて受講いただきました。

以上が、フォローアップでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 溝口課長。

○溝口資産活用課長 それでは、質問番号3番、市有財産についてのご質問でございます。

その中で、旧三宅小学校跡地、また、旧味舌小学校跡地の活用についての内容のご質問でございます。

両方とも、災害時における防災空地としての位置づけで、現在、管理をさせていた

だいております。旧三宅小学校跡地につきましては、平時は、地元自治会のまつりであったり、体育祭であったり、また、防災訓練等で活用いただいているところでございます。

また、旧味舌小学校跡地につきましては、現在、仮称の新味舌体育館の建設に要する資材置場等のストックヤードとして、活用しておりますけれども、体育館につきましては、来年3月に完成し、工事が完了する予定でございます。そのあとの跡地活用につきましては、現在、具体的には未定となっておりますけれども、どのような活用が市民にとって最も有効、また有益であるのかというところを立地条件なども考慮いたしまして、考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、松本委員の循環バス、巡回バス、この運行についてどう考えているか、総括として述べていただきたいという内容について、ご説明させていただきます。

市内循環バスにつきましては、近鉄バスのほうに補助金を交付して、運行の継続を支援しているところでありまして、令和2年度は、コロナ禍の関係もございまして、前年度に比べて、先の質問でもありましたように、21%のダウンとなり、令和2年度の年間の人数は1万3,137人となっております。

また、公共施設巡回バスにおきましても、前年度から利用者は減りまして、令和2年度は1万9,730名となっております。公共交通の取り組みの総括につきましてでございますが、市民の足を支える地域公共交通は、高齢者を初め、誰もが利用でき

る交通手段として確保、維持していくことが、本市の重要な役割であると認識しております。

現在、本市では市内循環バスや公共施設巡回バスへの支援を行い、市民の利便性の確保に努めており、高齢者を含めた市民の交通手段の利便性向上に努めているところでございますが、今後は、地域公共交通の確保維持に向けた取り組みは、現在の支援が妥当かどうか検証を行った上で、市域全体の公共交通網の在り方について、見極めて考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水みどり課に関します5番目のご質問、新幹線公園の令和2年度の取り組みについてお答えいたします。

新幹線公園は、新幹線車両並びに電気機関車の内部公開を、3月から5月は、毎週日曜日、それ以外の月は、第2と第4の日曜日及びこどもの日に公開し、多くの方に楽しんでいただいております。

しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、4月から5月と、令和3年1月から2月の期間において、緊急事態宣言が発出されたことから、車両の内部公開を中止いたしました。1回目の緊急事態宣言解除後に、車両の内部公開を再開したところ、府外からも多くの方々が来園され、好評を得ましたことから、大阪コロナ追跡システムを導入し、消毒や検温、マスク配布などの感染対策に必要な人員として、受付を1名増員し、3名体制とし、これまでの月2回の開催から毎週日曜日の開催へと拡充いたしました。このこともあり、夏場におきましては、前年

の3倍以上の方々に来園いただき、年間としましては、約7,000人の方に楽しんでいただくことができました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策並びに、熱中症対策といたしまして、サーキュレーターなどによる換気や自動販売機による水分補給が行えるよう、隣接事業者でありますJR貨物へ電気設備の整備についての協議を進めてまいりました。その結果、JR貨物のご協力により、電気設備を設置することが可能となり、サーキュレーターなどによる換気対策を行っております。

なお、自動販売機につきましては、令和3年10月に設置し、運用を開始しております。令和2年度における吹田市の健都レールサイド公園や、健都ライブラリーと新幹線公園との連携につきましては、お互いに施設の公開を中止する期間も多く、また、協議に訪問することも難しい状況もあったことから、思うように進めることはできませんでしたが、コロナ禍の状況が一定落ち着きましたら、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、6番目の正雀駅南自動車駐車場管理事業についてのご質問にお答えさせていただきます。

当自動車駐車場の料金の値下げについてでございますが、令和2年9月1日から最初の30分が210円でありましたところを110円と、周辺の駐車場に合わせたような料金に変更をさせていただいております。

また、最大料金も入庫後12時間は最大で550円に設定させていただいております。この駐車場に関しましては、公益財団

法人の自転車駐車場整備センターが管理しております。料金設定につきましては、そちらのセンター側のほうが設定されております。改正前までは利用率が28%でしたが、改正後は約41%となっており、13ポイント上昇し、利用率が向上しているような状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。それでは、意見と一部だけ質問をさせていただきます。

まず、1番目の災害対策訓練などにつきまして、概要については一定理解をいたしました。まずもって、災害対策本部訓練、庁内での訓練を実施されたということは、高く評価をいたします。私も3月ですかね、一部を拝見させていただきました。やはりこれは、人事異動がある中では、毎年、実施をしていく必要があると考えております。その都度担当の方に、少なくとも年に一度は認識をしていくということが、非常に重要になってきます。それができるのは、防災危機管理課でありますので、そこは引き続き、継続して実施をしていただきたいと思います。災害対策本部訓練でも、あるいは、様々な訓練でもやはり地震、そして水害とそれぞれを定期的に行って、課題があれば、その都度、地域防災計画も含めて修正をしていくと。日々更新をしながら、今後も努力していただくよう、要望とさせていただきます。

続きまして、2番目、こちらは質問いたします。

まず、そのフォローアップ等の取り組みについては理解いたしました。2期目の講座の中に1期目の方をお呼びするという事で対応をしているということです。こ

の防災サポーター制度は2年目となります。元々この防災サポーターは、有事における避難所運営が市の職員だけでは困難であるということから、民間活力が必要ということで、一定の知識、技能を持った民間の有資格者をということで、防災サポーター制度の構築につながったものと考えております。そのため、要綱には、災害発生時における情報を収集、伝達、救出援護、避難誘導、避難所運営、災害応急対策等に関することを記載されております。それを踏まえて、防災サポーターの有事における運用について、どのように計画されているのか、お聞かせください。

続きまして、3番目の市有財産について、旧味舌小学校の跡地、そして、旧三宅小学校跡地の現状について理解をいたしました。

まず、旧三宅小学校跡地では、耐震化されていないほうの校舎というのは、非常に劣化しているなというところは、外観だけですけども見受けられます。やはりこれは、時間がたてばたつほど劣化というのも激しくなって、地震など倒壊のおそれも増していく可能性もございます。その上、鳥飼まちづくりの高台まちづくり構想という中で、千里丘一帯が本市の数少ない高台ということであり、その一帯の空間を生かさなければならぬという点で、やはり旧三宅小学校跡地の一帯、その校舎も含めたその取り組みは、そろそろ考えていかないといけないなと思います。校舎のいわゆる取り壊しも含めて、やはり考えてから実際に行動するまでに数年かかるというところを踏まえれば、FMの推進と合わせてやっていく必要があるかなと思っています。特に、高台のその空間をしっかりと維持でき、活用できるようにと、地域の人々からは要

望を聞いております。その一帯にまさに自分たちの活動できるエリアをしっかりと残してほしいという要望も踏まえて、そういったところを、ぜひ、そろそろ検討すべきかなと考えております。

そして、旧味舌小学校跡地についても、来年3月には新味舌体育館が出来上がって、ストックヤードも、もうこれからなくなっていくという中で、いつまでもフェンスに囲まれ、有効活用されていないという点では、やはり非常に問題があるのかなと思います。

いろいろ用途範囲が限られているところも認識をしておりますが、それならば、イベント広場とか、市民の憩いの場とか、そういう形で有効活用すれば良いのではないのかなと思います。私が言いたいのは、そろそろもうコンセプトを練って、もうちょっと計画し、実行すべきではないのかなという時期に、もう来ているかなと思っております。防災空地を有効に市民のために活用できるように、ぜひ、対応していただくように要望とさせていただきます。

続きまして、4番目、循環バス、巡回バスの総括の点ということであります。これも要望とさせていただきます。

コロナ禍でいろいろと大きく減少をしているという中で、支援が妥当か、あるいは、今後の全体を見極めていくということでの答弁だったと思います。この公共交通については、先ほど来、多くの委員から質問が出ておりますが、市民からの要望として、別府地域では土曜日、日曜日も運行してほしいということ、そして、一津屋地域や鳥飼地域からも要望がございます。もはやバスだけでは、市民ニーズをカバーするというのは、やはり難しいのかなと考えております。

なので、公共交通全体を見極めての再編については、検討していく必要がございます。具体的には、タクシーあるいは、高齢介護の送迎車、先ほど安藤委員が言われたようにNPO法人など、摂津市でやっている様々な公共交通のサービスを、今一度、市全体としてまとめて、トータル的な考えで対応していくことが、やはりこれからは重要になってくるのかなと思います。例えば、このエリアはバスが通らない。しかしながら、高齢者については送迎車が出ますよとか、そういった形での地域ごとの対応というところも踏まえてやっていくというところが、非常に重要になってくるのかなと思いますので、ぜひ、今後、その点も考えながら取り組んでいただきたいなと思います。これも要望とさせていただきます。

続きまして、5番目、こちらも要望とさせていただきます。

新幹線公園について、コロナ対策の中で、しっかりと公開日をふやしたということについては高く評価をいたします。

そして、年間7,000人の方が来られたということで、コロナがある程度収束すれば、さらに多くの集客力を見込めるのではないかと考えております。この新幹線公園、さらに価値向上のために、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。その中で、吹田市のルールサイド公園と、また、ゼロ系新幹線を展示している健都ライブラリー、そういったところと連携をしていくことで、さらに、新幹線公園の価値向上というのは、上がっていくのかなと思います。

そして、同時にですね、健都の明和池公園も併せまして、にぎわいづくりを成功させていくということが、本市における公園の魅力向上に必要なと考えております。

この二つは、まさに便利性と魅了というのを備えていると思いますので、そして、この成功というのが、鳥飼まちづくりでの公園の魅力化にも応用できるのではないかなと考えておりますので、様々に挑戦していただきたいなと思います。これも要望とさせていただきます。

以上です。

最後、6番目ですね。阪急正雀駅南側の自動車駐車場につきまして、料金を下げたということで、13ポイントも利用者がふえたというところについては、高く評価をいたします。少しでも多くの方に使っていただけるように、そして、有効活用できるようにしていただくということが、非常に重要になってまいります。

また、こちら以前からもずっと要望しておりました阪急正雀駅南側において、125cc以上の中型バイクが置ける場所がないというところでも、今年ようやく対応していただき、中型バイクも置けるようになったというところで、これも高く評価をしたいなと思います。ぜひ、こういった形で市民ニーズにしっかりと対応していただければと思います。6番目も以上です。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、ご質問にお答えいたします。

防災サポーターの有事の運用というご質問でございました。防災サポーターの皆さんに何か起こったとき、災害時にお願いしておるのは、まず、自分の身の安全、家族の安全が確認できたら、速やかに一番近い避難所に参集をしていただきたいお願いしております。

そこで、避難所で避難所運営のお手伝いをお願いしておりますけれども、正直申し上げて、職員並みの役割はなかなか求める

のは、なかなか厳しいのかなと考えております。

また、防災サポーターの皆さん、年齢も様々です。高齢の方もおられますし、また、自主防災会の役員の方も相当数おられます。その中で、具体的に有事の役割をどこまでお願いできるかというところ、正直、我々もどれぐらいお手伝いいただけるのか、どこまで踏み込んでお願いできるのかというところは、まだ具体的にはっきりと申し上げられるような段階ではありません。今、課題として皆さんいろいろ事情もある、年齢も違う、体力的にもちょっといろんなばらつきがあるという中で、決めかねておるというのが、正直なところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、もう最後、意見ということでさせていただきます。

今のご答弁ですと、全くまだ何も考えていないというようなことかなと思いましたが、この防災サポーター制度の趣旨というのが、この前の一般質問でも答弁がありました防災サポーターを初めとした地域の皆様を中心に主体的に運営していただきたい、避難所運営についてということの答弁をしているわけですね。それを実現するために、どのように防災サポーター制度をさらに有事の運用面において取り組んでいくかというところが、やはり防災サポーター制度の目的に沿うために、防災危機管理課として、やっぱり実施をしていかなければならないのかなと思います。やはり有事に補助していただかなければ、その制度の意味がないわけでございます。それをどこまで制度構築、有事での具体的行動を計画して、担保を取るというところが、やはり担当課に求められているのかなと思

います。

その有事において、避難所運営の中で市職員をサポートするというところで、ある避難所で4人必要だったところが防災サポーターに入ってもらうことで3人でよくなり、一人余った市職員を復旧・復興対応などに回せることができるということは、非常に大事です。なぜなら、マンパワーが復旧・復興には必要だということは、もう大阪北部地震でも経験されているからです。

そういった意味で、防災サポーターをまず有効に活用するために、どのように出勤してもらうか、防災サポーターが100人いても、100人全員が対応いただけるわけではないと思うんです。様々な事情があって、当然、本人が被災すれば出勤はできない、対応できないという方もおられます。その中でも出てきていただいたら、どういうふうにローテーションを組んで、市職員のサポートへ回ってもらうのか。そこをどこまで防災危機管理課が、検討するかというのは、非常に極めて重要になってくるのかなと思います。

防災サポーターにどこまで求めるかというところになってくるんですけども、やはりその設定、要綱にも書かれているように、しっかりその避難所運営を支援していただくという形で書いてあるのであれば、まさに、それに基づいてしっかりと作っていくという責任が、防災危機管理課にはあるのかなと考えております。

そういった意味では、例えば、これは極端な話ですが、要請に応じて出勤された方には、当然ながら、市職員の指示の下に動いてもらい、その役割を果たせば、一定の出動費用を支払うとか、いわゆる消防団のような出動費用というところも、検討する



必要があるのかなと考えております。

防災サポーター制度、目的をしっかりと果たせるように、責任を持って取り組むように、要望をさせていただきます。

そして、持続可能なものにしていただけるように、やはりこれが10年、20年、摂津市が存続する限りは、防災サポーターも一緒に存続して、しっかりと有事の対応を市職員とともにやっていくというところを、ぜひ考えていただきたいなと思っております。ぜひ、よろしく願いをいたします。

以上です。

○三好義治委員長 辰巳理事。

○辰巳総務部理事 答弁をさせていただきます。

防災サポーター制度、いろいろご意見をいただきまして、何も考えていないと言われてしまいますと、非常に辛い部分がありますが、実際、このコロナ禍できっちりと養成ができていなかったというのは現実でございます。

ただ、今年度3期目として、きっちりと体制を整えていきますので、我々として、まず、防災サポーターにどうあっていただきたいのか。当然、当初に設定した趣旨というのがございますので、そこに向かって、じゃあ我々が何をしていくのかということを明確に、きっちりと計画を作りながら防災サポーターの人材養成にも努めていきたいと思っております。

今回もそうなんですけれども、実際、活動していただく場の提供であるとか、やっぱり我々がどうしてほしいというのを、きっちりと提示していかない限り、防災サポーターが動けるはずがございませんので、そこをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○三好義治委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時17分 休憩)

(午後3時45分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

大橋市長公室長。

○大橋市長公室長 認定第1号、令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、市長公室が所管しております事項につきまして、決算書の事項別明細書の目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、40ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、特別定額給付金給付事業に係る事業費及び事務費の補助金でございます。

46ページ、款16府支出金、項2府補助金、目1総務費府補助金は、人権相談等に係る総合相談事業交付金でございます。

52ページ、項3委託金、目1総務費委託金は、人権啓発活動事業全般に係る人権啓発活動委託金でございます。

54ページ、款18寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、人間基礎教育に係る事業への指定寄附金でございます。

58ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入は、広報課における広報紙広告掲載料、ホームページ広告掲載料、人事課における退職手当等上下水道事業会計負担金及び派遣職員給与等負担金、人権女性政策課におけるパープル・オレンジリボン運動啓発バッチ売却収入などがございます。

次に、歳出でございますが、一般会計全

体に係ります人件費関係の決算につきましては、決算概要24ページの給与費決算額調べに記載をいたしております。

令和2年度に支出いたしました給与費の総額は60億7,797万5,678円で、前年度に比べ17.6%、9億799万5,115円の増額となっております。これは、令和2年度からの会計年度任用職員制度の開始に伴い、その報酬や期末手当等を給与費として計上することとなったことが主な要因でございます。

給与費の内訳といたしましては、報酬で9億9,353万4,505円、給料で21億3,270万6,421円、職員手当等で20億1,398万4,896円、共済費で9億3,774万9,856円の執行となっております。給料では、前年度に比べ1.6%、3,287万9,361円の増額となっており、これは会計年度任用職員制度の開始に伴い、フルタイム会計年度任用職員への給料として3,374万6,060円が執行されたことが主な要因でございます。

職員手当等では、前年度に比べ4.8%、9,296万1,057円の増額となっており、これは会計年度任用職員制度の開始に伴い、期末手当として1億5,720万3,194円が執行されたことが主な要因でございます。

次に、歳出の主な内容を一般会計歳入歳出決算書によりご説明申し上げます。

まず、総務費についてご説明いたします。

決算書74ページから80ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、市長公室全般の事務執行に係る経費のほか、事務執行適正化第三者委員会開催に係る委員報酬、秘書派遣、職員健康診断、採用及び昇任試験問題の作成や職員研修

実施等に係る委託料、職員厚生会に対する補助金、各種職員研修や全国市長会等の負担金などがございます。

80ページから82ページ、目2文書広報費は、広報せつつの発行及び配布等に係る経費のほか、ホームページの保守やシティプロモーションの推進に係る委託料などがございます。

84ページ、目5企画費は、政策推進課の事務執行に係る経費のほか、第4次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の総括並びに行政経営戦略の策定に係る委託料や鳥飼まちづくりグランドデザイン策定に係る経費などがございます。

88ページ、目11女性政策費は、男女共同参画推進審議会開催に係る経費のほか、啓発紙の発行等に要した経費、男女共同参画に関する市民意識調査に係る委託料でございます。

88ページから90ページ、目12男女共同参画センター費は、男女共同参画センター運営に係る活動専門員等への報酬、各種講座やウィズせつつカレッジ開催等に係る経費のほか、女性問題相談事業に係る委託料でございます。

94ページから96ページ、目17諸費は、人権啓発等に係る経費でございます。

最後に、230ページ、4、出資による権利でございます。一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター出捐金については、各団体からの出捐金で構成される基本財産の一部が取り崩されたため、本市の権利につきましても、当該出捐金割合に応じ、8万2,461円の減額となったものでございます。

以上、市長公室の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 次に、池上総合行政委

員会事務局長。

○池上選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 認定第1号、令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会及び監査委員事務局に係ります項目につきまして、決算書の目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

44ページ、款15国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節3選挙費委託金は、在外選挙人名簿登録事務委託金でございます。

次に、歳出でございます。

86ページ、款2総務費、項1総務管理費、目7公平委員会費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。同じく、目8固定資産評価審査委員会費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。

104ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。同じく、目2市長及び市議会議員補欠選挙費は、令和2年9月20日執行の摂津市長選挙及び摂津市議会議員補欠選挙の執行経費でございます。

主なものとしたしましては、投票立会人等の報酬、従事職員等の人件費及びポスター掲示場設営・撤去委託料などがございます。

最後に、108ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は、委員報酬及び図書の追録などに係る事務的な経費でございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 岩見会計管理者。

○岩見会計管理者 引き続き、会計室所管分、認定第1号、令和2年度摂津市一般会

計歳入歳出決算の主なものにつきまして補足説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

決算書56ページ、款20諸収入、項2市預金利子、目1市預金利子は、歳計現金などに係る預金利子でございます。

続いて、62ページ、項4雑入、目2雑入のうち、63ページ下から3段目に記載しております会計室分上下水道事業会計からの収入は、指定金融機関に対する派出窓口業務事務手数料を市会計と水道及び下水道事業会計で3等分し、その3分の2を実費負担分として収入したものと及び上下水道部が徴収しております上下水道料金の口座振替手数料を一括して市会計から金融機関に支払っておりますことから、その実費分を水道事業会計から収入したものでございます。

次に、歳出でございます。

決算書76ページでございます。

会計室に係るものとしたしましては、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、需用費は庁内に配布いたしました事務用品などの購入経費でございます。

次に、82ページ、目3会計管理費は会計室の出納事務に係る経費で、主なものは、役務費手数料の派出窓口業務事務手数料や口座振替手数料などの費用、また支払いに必要な資金移動に係る回線使用料などの経費でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 明原消防長。

○明原消防長 認定第1号、令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、消防本部所管事項につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、決算書38ページ、款14使用料及び手数料、項2手数料、目5消防手数料は、危険物設置許可等及び検査手数料並びに保安三法設置許可等及び検査手数料などでございます。

52ページ、款16府支出金、項2府補助金、目7消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金及び権限委譲交付金でございます。

64ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入は、消防団員退職報償費、消防賞じゅつ金及び近畿道救急業務実施市町村交付金などでございます。

次に、歳出でございますが、決算書176ページ、款8消防費、項1消防費、目1常備消防費は、消防救急救助等常備消防の活動に係る経費でございます。主なものでは、需用費は消防車両、消防庁舎の修繕、施設の維持管理経費などでございます。

178ページ、役務費は、通信運搬費、車両の保険料などの経費でございます。委託料は、消防庁舎設備に係る保守管理及び清掃委託のほか、職員特別健康診断等に係る経費でございます。

180ページ、備品購入費は、消防ポンプ自動車、救命ボート等の購入に係る機械器具費及び消防器具費などでございます。負担金補助及び交付金は、大阪航空消防運営費負担金のほか、指令センター共同運用等に係る負担金などでございます。

目2非常備消防費は、消防団の運営及び活動に係る経費でございます。主なものでは、報酬は347名の消防団員の年間報酬、報償費は18名の消防団員の退職報償金等、旅費は消防団員に支給する火災及び警戒等の出動に係る費用弁償でございます。

182ページ、需用費は、消防団活動に係る装備品、被服のほか、消防団車両の維

持・修繕等の経費でございます。委託料は、第二分団屯所建設工事実施設計委託等に係る経費でございます。工事請負費は、第二分団屯所建設工事等の経費でございます。備品購入費は、小型動力ポンプの購入に係る消防団器具費でございます。負担金補助及び交付金は、消防施設整備費補助金、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金などでございます。

以上、消防本部の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、決算概要のページに従いまして、質問させていただきます。

まず、44ページ、人事管理事業、広告掲載業務委託料です。この内容と、どのような募集選定をされたのかということについて、まずお伺いします。

続きまして、同じく人事管理事業中、コミュニケーション支援アプリ使用料37万1,800円、どんなアプリを使用されたのかということと、同じくアプリ、マイクレンタル料2万6,000円です。2万6,000円を出すと結構いいマイクが買えそうなんですけども、これは買うよりもメリットがあったのかということで、お伺いいたします。

続きまして、階層別能力開発事業、去年もお伺いさせていただいたんですけども、今回はこの階層別研修の中で、リスクマネジメントに関する研修があったのかどうかについてお伺いいたします。

4番目、46ページです。組織課題別能力開発事業中の職員自主研究グループ補助金、どのようなものを対象としているのか、お聞かせください。

続きまして、一般事務事業、事務執行適正化第三者委員会委員報酬、これは何度もお聞かせいただいているとは思いますが、どのような構成で、何回分の報酬としてお支払いされていたものか、お聞かせください。

続きまして、会計室ですが、48ページに移りまして、庁内事務用品配布事業、印刷製本費と、50ページ、会計室の印刷製本費12万9,690円、これについて、どのようなものかお知らせください。

一旦、48ページに戻りまして、広報事務事業の修繕料57万円、一体、何の修繕かということで、お伺いします。

続きまして、50ページ、ホームページ保守委託料と、これについて、カスタム等々も含めた料金かということと、今、LINEアプリの運営もされておりますけども、これが明細上、見えてこないの、LINEアプリの運営はどういうふうにされているのかということについてお伺いします。

続きまして、シティプロモーション推進事業、こちらは、シティプロモーション推進業務委託料が執行率が低くて、この事業の執行率を下げている要因と思うんですが、この理由について、まずお伺いいたします。

続きまして、54ページ、鳥飼まちづくりグランドデザイン策定事業、新規の部分です。こちら、執行率が31%と全体的に低くなっています。この執行率の低さについて、ご説明お願いいたします。

続きまして、次が56ページ、男女共同参画計画推進事業中の男性の電話、これは去年も聞かせていただいたと思うんですが、備考にあります「男性のための電話相談を実施」と書いてあります。これが昨

年はたしか1件という答弁をいただいたと思います。今年、何件の電話があったのかということと、全体のうちのどのぐらいかということをお伺いいたします。

そして、この男女共同参画計画推進事業のうちの報償金と、これに続く女性人材育成事業の報償金43万5,800円、どのような人かということについてお伺いします。

次、58ページ、女性問題相談事業の女性面接相談委託料と女性法律相談委託料、全部で170万円ほど執行されていますが、この件数について、まずお伺いします。

次に、62ページ、平和施策推進事業、こちらが32.4%と執行率が低くなっておりますが、その理由についてお伺いします。

続きまして、人権条例運用事業の人間尊重のまちづくり審議会委員報酬、この審議会の内容と報酬の説明をお願いいたします。

続いて、摂津市人権協会活動補助事業、これも執行率が低くなっているんですが、その理由についてお伺いいたします。

続きまして、17番目が人権啓発指導事業中、人権啓発推進顧問報酬414万円、これが執行率100%になっているんですけども、これの中身と報酬の内訳についてお教えてください。

続きまして、18番目、同じく62ページ、車窓広告事業の光熱水費、執行率が低くなっております。恐らく電気代かと思うんですが、電気代だったら、もうちょっと正確に予算組みができるかと思うんですが、この部分について説明をお願いいたします。

64ページ、特別定額給付金給付事業、この中で、手数料、執行率が低くなってお

りますけども、この執行率の低さの理由について、説明をお願いします。

20番目が特別定額給付金窓口等業務委託料、この業務委託選定に至った理由と経緯を説明お願いいたします。

そして、21番目が事務機器等借上料、執行ゼロになっていますけども、その理由をお聞かせください。

次に、70ページ、選挙管理委員会運営事業のPCB運搬等業務委託料、その中身についてお教えください。

続きまして、市長及び市議会議員補欠選挙事業中のポスター掲示場設営撤去委託料、この撤去後の処理について、お伺いさせていただければと思います。

続きまして、今度、消防に移ります。

132ページ、消防職員教育訓練派遣事業、消防総務課の救急救命士研修負担金、117万円執行されておりますけども、この内容と人数についてお伺いいたします。

次に、134ページ、消防活動管理事業中の寝具借上料、178万円執行されておりますけども、これがどこから借り上げているものかということと、借りないと駄目なものなのではないかということ、お伺いいたします。

続いて、一般事務事業、消防賞じゅつ金120万5,400円、割と聞き慣れない言葉ではあるんですが、この令和2年度の中身についてお伺いします。

続きまして、テレビ受信料、NHKの受信料かと思うんですけど、これ、何台分の受信料かということで簡単にお伺いします。

28番目、救急安心センター負担金、この救急安心センターについての説明をお願いします。

続きまして、危険物規制事業、予防活動

研修負担金、どのような研修を行っているのかについてお伺いいたします。

次に、保安事務事業の高圧ガス研修参加負担金、これは、何名分かということでお伺いしたいと思っています。

続きまして、31番目が司令・通信事業の指令センター共同運用等負担金、この負担金の内訳についてお伺いさせていただきたいと思います。

続きまして、136ページ、消防署の救助活動事業中、プール使用料11万5,500円、何のための使用料かということでお伺いします。

33番目、観察モニター等保守点検委託料、観察モニターとは一体何のことでしょうかということ、まずお伺いします。

1回目、以上です。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、1番目から5番目までのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、一つ目のご質問で、広告掲載業務委託料の内訳、内容というご質問でございましたけれども、これにつきましては、令和2年度に初めて取り組むことになりましたデジタルサイネージへの広告掲出に係る委託の費用でございまして、これは鉄道広告への掲出実績ですとか、デザイナーを擁するなど、自社でデザインまで請け負うような業者ということで、業務の見積もり合わせを行いました随意契約で契約をいたしましたところでございます。この部分につきましては、採用試験の募集時期に合わせて広告を行っております、場所としましては、JR大阪駅のコンコース内に平面ディスプレイがございますが、そこに広告を出すと、そういうような内容のものでございます。

それから、二つ目のご質問でございますけれども、コミュニケーションアプリ、マイクのご質問でございました。このアプリと申しますのが、音声認識の機能を使いまして、視聴覚障害間のコミュニケーションを図るためのアプリケーションソフトということでございまして、聴覚に障害がある職員でも、日常会話ですとか研修講師の講義等、リアルタイムに文字変換されるために、他者の発言内容を確認できるというようなものでございます。これは多様な職員が活躍できるための合理的配慮の一環として導入をいたしましたものでございます。

また、マイクのご質問でございますけれども、このマイクのレンタル料で対象になりましたマイクというのが手持ちマイクではございませんでして、会議等において、中央に置いて集音するようなマイクということで、発言者にマイクを回さずに文字化ができる程度の精度があるマイクということで、レンタルをさせていただきました。

それから、3点目のご質問でございますけれども、リスクマネジメント研修のご質問でございます。

これまで研修において、リスクマネジメント、リスク管理そのものにテーマを絞った研修というのは実施しておりませんが、新規採用職員向けの研修、それから役職への昇任、各職への新任となった職員に対する研修、それから組織マネジメント研修の際に、リスク管理を内容として盛り込んでおります。具体的には、緊急性、重要度の判断ですとか、日頃からの進捗確認、問題発見力の向上、これらをテーマとして、それらの研修の中に盛り込んでいるところでございます。令和2年度に関しましては、新型コロナウイルス感染症への対

策として、研修実施の見送りという判断が一定ございましたので、結果としては新規採用職員向け研修の実施のみということになってございますけれども、今後に向けては、年間の研修計画の見直しも含めて検討していきたいと考えているところでございます。

それから、4点目の自主研究グループの補助金関係のご質問でございました。これにつきましては、自主研究グループ、1グループにつき活動経費として5万円を上限に研究に要した費用、例えば視察等を行えば旅費、それから有識者等に講義をお願いすれば報償費ですとか、その他書籍を購入する場合にはその費用も補助金として支出をいたしております。令和2年度におきましては、ナッジ理論に関する研究ということで、1グループ活動を行っておりまして、書籍の購入費用として、その実績に対する補助金として支出をいたしております。

それから、5点目のご質問で、第三者委員会のご質問でございました。委員報酬のお問いでございましたけれども、第三者委員会につきましては、弁護士ですとか公認会計士など、有識者4名の委員の方々に全6回にわたりまして会議を開催いただき、1月中旬には中間報告を、3月末には最終報告をご提出いただき、市長の諮問に対する答申を行っていただきました。この間、47時間ほどかけまして、委員としての職務を担っていただいたところでございます。

それから、時間当たりの単価につきましては、日本弁護士連合会のガイドラインに沿った形で、時間当たりが1万1,000円ということで47時間、それから4名分ということで、この決算額として支出をさ

せていただいたところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 岩見会計管理者。

○岩見会計管理者 それでは、会計室係のご質問、印刷製本費に係る内容について説明させていただきます。

まず、決算概要48ページ、庁内事務用品配布事業での印刷製本費でございます。この印刷製本費につきましては、各種封筒、市から発送いたします封筒、また賞状用紙等の印刷をさせていただいているものでございます。この封筒等につきましては、ロッドをふやすと単価を抑えられるという効果がございますので、年間必要数を全課へ調査しまして、また各イベント等で使用される封筒等につきましても、一括して見積もりを取らせていただき、発注することにより印刷経費の削減に努めているところでございます。

続いて、50ページの会計管理費の一般事務事業、この印刷製本費につきましては、会計室に係るものとしたしましては、今、ご覧になっていただいています決算書の印刷にかかった経費でございます。なお、この印刷につきましては、財政課のほうで一括して入札をしていただいています。担当しております財政課の決算概要、それと上・下水道事業会計の決算書、また決算審査の意見書などを、一括して入札することにより、これも経費の節減に努めておるところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀広報課長 そうしましたら、質問番号8番から10番、広報課に係ります質問にお答えいたします。

まず、広報事務事業の修繕料の内容ですけれども、これは街角に設置しております

市の広報板の修繕費用でございます。なお、令和2年度につきましては、老朽化した広報板8台を修繕いたしております。

続きまして、ホームページの保守委託料の件でございますけれども、市のホームページを24時間365日、停止することなく安定稼働を図るために、また遠隔による有人監視体制による運用管理ですとか、システム障害が発生した際の迅速復旧等を行っていただくために、ホームページ構築業者であります株式会社スマートバリューに委託しているものであります。なお、カスタイズ費用につきましては含んでおりません。

それと、あとLINEの件ですけれども、自治体向けの公式LINEにつきましては、1カウントのみ無償での使用をすることが可能となっております。

続きまして、シティプロモーション推進業務委託料の執行率が低い理由でございますけれども、昨年度、当初予算におきまして、シティプロモーションサイト構築費用220万円、庁舎壁面QRコード設置に係る費用450万円、大阪銘木イベントに係る費用150万円の計820万円を計上いたしておりましたけれども、そのうち大阪銘木イベントにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしましたので、執行がございませんでした。また、庁舎壁面QRコードの設置につきましては、新館庁舎の7階部分に当たるところにインパクトのある4メートル四方のQRコードを掲示する予定にしておりましたけれども、プロポーザル実施前に再度、看板設置業者等に現場を確認していただきましたところ、掲示するには庁舎壁面に穴を開けることになり、漏水のリスクがあると指摘されたことを受け、



他の方法も検討いたしましたけれども、安全面の確保が難しいことから断念いたしましたところであり、未執行となっております。ただ、その後になりますけれども、執行していない予算の一部274万4,060円を使用させていただきまして、市のPTA協議会と連携して、市役所本館庁舎を使用したブルーイルミネーションを実施させていただいたところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 湯原参事。

○湯原政策推進課参事 それでは、鳥飼まちづくりランドデザイン策定事業に係ります執行率についてご答弁申し上げます。

執行率の要因でございますが、大きく2点ございます。報償金と普通旅費に係る執行状況が要因となっております。

まず、報償金につきましては、今年度より設置しております鳥飼まちづくりランドデザイン策定委員会を運営するに当たりまして、公共経営、地域産業政策、まちづくりを専門に地域活性化等について理論と実践の視点から研究をされている学識経験者にアドバイザーという立場から助言いただいたものとなっております。令和2年度当初予算として、報償金21万円を計上させていただいておりますが、ランドデザイン素案の作成に向け、まずは地域の現状と課題整理という観点から、コンサル委託業務の範囲で地元懇談会等を通じ、地域住民からの声を聞きながら内容を整理し、その内容についてアドバイスをいただいたものでございます。

続きまして、普通旅費につきましては、当初、先進地視察を予定しており、予算計上させていただいたものでございますが、新型コロナウイルス感染症の状況もござ

いまして、先進地視察の実施には至らず、大阪府内での研修の参加等に係る費用を執行させていただいたものでございます。

○三好義治委員長 由井課長。

○由井人権女性政策課長 続きまして、11番から18番目のご質問に答弁させていただきます。

まず、男性のための電話相談についてですが、男らしさの固定観念などにより精神面で孤立しやすい傾向にある男性を対象とし、自らが抱える様々な問題を解決しようとする人の相談を受けることで、その解決に資することを目的として、男性のための電話相談を実施しております。令和2年度の相談件数といたしましては5件の相談を受けております。

続きまして、男女共同参画推進事業の報償金についてご説明させていただきます。先ほど申し上げました生き方や働き方、人間関係などのさまざまな悩みをもつ男性のための電話相談の報償費及び男女共同参画推進審議会の公募委員の選考、摂津市女性政策推進研究会における「性の多様化に関するハンドブック」の校正に係る謝礼として、報償金をお支払いさせていただいております。

続きまして、女性人材育成事業の報償金についてご答弁申し上げます。政策方針決定の場や地域活動などで活躍できる女性の人材育成を目的として、ウィズせつつカレッジ全10回の講座を開催しています。令和2年度につきましては、自己表現をテーマに、多様な視点、行動、スキルを身に付け、自分らしく社会参画する方法を学ぶために講座を開催いたしましたその講座に関わります報償金です。

続きまして、女性相談事業の面接相談と法律相談の件数についてご答弁申し上げ

ます。女性面接相談に関しましては133件、女性法律相談に関しましては74件の相談実績となっております。

続きまして、平和施策の執行率について答弁を申し上げます。摂津市では、毎年7月、8月を平和月間と定め、世界人権宣言摂津連絡会議との共催により、平和コンサートを初めとする様々な平和イベント事業を実施しています。しかし、令和2年度におきましては、平和イベントが新型コロナウイルス感染症により中止となりました。そのために執行率が低かったものです。

続きまして、人権条例運用事業の審議会の内容について答弁申し上げます。

人権条例運用事業の報酬については、摂津市人間尊重のまちづくり条例第5条に基づき設置しております審議会において、本市の人権行政について審議をいただいております。15名の委員に人権行政推進計画の進行管理を行い、審議会にて報告を行っているものです。

続きまして、人権協会の執行率について答弁を申し上げます。摂津市人権協会は、人権意識の高揚と定着を図り、安心して暮らすことのできる明るいまちづくりを目指して、各種人権問題について自主的に学んだり、地域で啓発活動を展開していただいている市民団体であります。摂津市の特色として、各校区に推進委員がおられ、地元で密着した活動のための啓発活動費をお渡ししております。しかし、コロナにより事業縮小され、執行率の低下となったものです。

続きまして、人権啓発推進顧問報酬について答弁申し上げます。摂津市人権啓発推進顧問の方を3名委嘱しております。職務内容としましては、人権意識の高揚を目指し、庁内、市民団体、市内企業等の活動に

積極的に参加し、助言・指導を行うことや情報提供を行ったりしております。あらゆる人権に関する問題について、市民の理解と認識を深めるために市民団体、職員、市内企業等へ講師として研修も行っているものです。

最後に、車窓広告について答弁申し上げます。車窓広告事業につきましては、吹田操車場跡地の公園整備地域内にあります独立行政法人都市再生機構の看板の移管を受けたことから、その看板を活用し人権女性政策課で取り組んでいるまちづくりを広くアピールするものであります。光熱水費ですが、夏の日照時間を考慮しまして、今年度、点灯時間を変更したことからの執行率が低くなったものです。

以上です。

○三好義治委員長 有場課長。

○有場政策推進課長 それでは、質問番号19番から21番までの特別定額給付金事業に関わりましてご質問にお答えいたします。

まず、手数料の執行率が低いというご質問でございますが、この手数料につきましては、銀行の振込手数料になっております。この予算を当初積算するとき、1件当たり880円ということをお聞きしておりましたが、この金額については、全国から高過ぎるというご批判がありまして、最終的には1件110円になったという経緯がございます。その差額が未執行になっております。

次に、窓口業務委託料の選定の経緯でございますが、この事業に関しましては、令和2年4月20日に事業実施の閣議決定が行われまして、これを受けて5月11日に委託契約をしております。その後、同日に業務の開始もしております、非常に短

期間で業務を立ち上げなければならなかったという事情がございます。また、この間、全国の自治体が一斉に業務委託、職員派遣の契約に動きましたので、複数業者に相談するということが難しかったという事情もございます。そこで、本市において同種の業務で実績のある事業者と随意契約をすることにいたしました。

次に、事務機器の借上料につきまして、執行がないというご質問でございますが、これにつきましては、コピー機のレンタル代などを想定しておりましたが、結果的に窓口業務の委託の範囲内におきまして、機器の調達・運用を委託したことから、当該科目での執行はございませんでした。

以上でございます。

○三好義治委員長 菰原局次長。

○菰原選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、選挙管理委員会事務局に係ります22番目の質問と23番目の質問にお答えさせていただきます。

まず、22番目の質問でございます。PCB運搬等業務委託料の中身でございますが、こちらは選挙備品を保管しております鳥飼書庫の蛍光灯の安定器にPCBの含有が認められましたことから、これを取り外してドラム缶に密閉したものを鳥飼書庫内では国が定める保管基準に基づいた保管場所を確保することが難しいことから、専門の指定業者に中央環状線下のPCB集積コンテナへの運搬とPCBの処理に必要な手続書類の作成を委託したものでございます。

続きまして、ポスター掲示板についてでございます。その処理についてということでございますが、掲示板は、その材質が再生パルプ耐水ボードの材質になっており、

製紙業者が掲示板を選挙後、回収しまして、リサイクル工場で原料を離解装置により繊維部分と表面のポリフィルムを分離させ、紙繊維部分をダンボール用の原紙等の原料として再利用いただいているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 小西参事。

○小西警防第1課参事 それでは、決算概要132ページ、消防職員教育訓練派遣事業の中の救急救命士研修負担金の内容についてご答弁申し上げます。

救急救命士として国家試験に合格した後、就業前病院実習や生涯教育病院実習など病院で研修を行い、気管挿管や薬剤投与など特定行為を行うことができるようになります。その派遣に係る経費を救急救命士研修負担金として計上しております。令和2年度におきましては、合計18名を派遣いたしております。なお、令和3年4月1日現在におきまして、救命士の数は35名で、運用救命士は27名でございます。運用救命士のうち、気管挿管資格救命士は23名で、薬剤投与資格救命士は27名でございます。その両方の資格を持っている救命士は23名でございます。現在、4隊ある救急隊全ての隊で救急救命士の常時2名体制が確立できておりますが、今後におきましても、常時2名体制が維持できるよう努力しているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 それでは、決算概要134ページ、消防活動管理事業の寝具借上料でございますが、これは24時間勤務者の仮眠用の上下の布団、枕、それぞれのカバー及び上下毛布等の借上料でございます。令和2年度当初では、33組分を計

上いたしておりましたが、コロナ禍における職場内の感染拡大防止及び業務継続計画等の観点から、指令センター員を除く職員全員に個人対与するため、令和2年6月第3号補正で、カバー3点セット、61組分の増額をお願いし、追加していただきました。当初予算119万3,000円に追加分の92万円を併せまして、予算現額は211万3,000円となっております。決算額といたしましては、当初の33組分に加えて、必要となりました46組分のカバー代を併せ、178万1,945円となっております。

続きまして、消防賞じゅつ金についてお答えいたします。消防賞じゅつ金は、消防職員及び消防団員が職務遂行によって死亡した場合や負傷した場合において、功労の度合いや被害の度合いに応じた金額を支給する制度でございます。賞じゅつ金の額については条例で定められており、本市は大阪市町村消防財団による賞じゅつ金保てん給付事業に加入しており、年度ごとに負担金を支払っております。摂津市が支払った賞じゅつ金については、財団から保てん給付されます。

賞じゅつ金の種類につきましては、殉職者特別賞じゅつ金、殉職者賞じゅつ金、障害者賞じゅつ金、傷害者賞じゅつ金の4種類となっております。令和2年度では、2名の職員に賞じゅつ金が支給されておりました。1名につきましては、残存した障害の度合いと功労が判定基準となる障害者賞じゅつ金、ほか1名につきましては、休業した日数が金額の算定基準となる傷害者賞じゅつ金の合計120万5,400円を支給しております。

続きまして、テレビ受信料の内容についてお答えいたします。テレビ受信料につき

ましては、NHKの受信料で、消防本部庁舎分3台につきましては、市が一括で資産活用課が支払っており、決算額の5万6,957円につきましては、出張所3台分と車両2台分でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 林参事。

○林警備課参事 それでは、質問番号28番目、救急安心センターおおさかについてご説明申し上げます。

救急安心センターおおさか、突然の病気やけがで困ったときに、24時間365日、いつでも相談できる電話相談窓口として、平成21年10月に大阪市消防局内で開設されまして、専用番号#7119または06-6582-7119で救急医療相談及び医療機関等の問い合わせに対応いたしております。当初は、大阪市単独で運用されていましたが、翌年の平成22年4月、本市も加わり、16市での運用となり、その年の12月1日からは大阪府内全市町村による共同運用を行っておるものがございます。

○三好義治委員長 小田原課長。

○小田原予防課長 質問番号29番と30番の予防課所管のご質問にご答弁申し上げます。

まず、危険物規制事業の予防活動研修負担金についてでございますが、これは危険物取扱者乙種第4類の免状取得のための養成講習代金3名分となります。

この研修につきましては、職員が危険物災害の対応や破壊器具のエンジンカッター、発動発電機の給油等、日頃から危険物を取り扱うことが多いことなど、消防法の危険物に関する知識の向上のための研修と位置付けております。

続きまして、保安事務事業の高圧ガス研

修参加負担金についてでございますが、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び火薬類取締法の3法の研修でございます。この研修のうち、七つの研修に対しまして9名分の負担金でございます。

以上です。

○三好義治委員長 林参事。

○林警備課参事 それでは、31番目、指令センター共同運用負担金の内訳についてご答弁申し上げます。

令和2年度の額は、決算書181ページに記載のとおり、2,970万3,241円でございます。ここに人件費は含まれておりません。

負担金の内訳としましては、指令センターに設置する指令台機器及び無線機器の指令センター保守業務管理委託料、こちらが2,358万9,214円、電話やデータ通信料などの通信運搬費、こちらが293万7,262円、光熱水費139万3,472円、この3項目で全体の94%を占めております。

以上でございます。

○三好義治委員長 橋本次長。

○橋本消防本部次長 それでは、プール使用料についてのご質問にお答えいたします。

このプール使用料につきましては、民間のダイビングプールを借用いたしまして、潜水訓練を実施するための使用料でございます。本市には淀川、神崎川、市場池等、多数の河川、池が存在しており、それに伴いまして、水難救助事案が発生しておりますことから、救助隊が保有するダイビング資器材を使用して、潜水活動に必要な技術の取得及びスキルの向上を目的に訓練を実施しております。

主な訓練内容といたしましては、基本的な潜水技術の訓練、それと水中での一定範囲に検索ロープを設定し、範囲内の要救助者を検索する水中検索訓練等でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 小西参事。

○小西警防第1課参事 それでは、質問番号33番、観察モニターの内容についてご答弁申し上げます。

観察モニターにつきましては、救急車4台に積載しているものであり、傷病者のバイタルの観察には欠かせない資器材であります。

観察モニターでできることといたしまして、傷病者の脈拍、血圧、呼吸数、血中酸素飽和度の測定のほか心電図の測定ができます。また、測定値のアラーム設定を初め、胸の痛みを訴えたり意識状態の悪い傷病者に対しては、12誘導による詳細な心電図測定もできるため、重篤な循環器疾患を疑う波形の発見に大きく貢献しており、適切な医療機関への搬送につなげることが可能となっております。以上です。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

まず、1番目、掲示広告掲載業務委託料ですけれども、デジタルサイネージを使ったJR大阪駅での広告ということで、先進的な思い切ったことをやらはったなということで、面白い募集だったと思うんですけども、実際、その効果についてどうだったかというのをお教えいただければ幸いです。

続いて、コミュニケーションアプリですけれども、これは内容を理解いたしました。これはもう要望にとどめますけれども、最近、割とテレワーク化が進んだことによっ

て、通常のマイクで発音した音声は字幕として再生されるというような、そういうアプリケーションもありますので、そういったアプリケーションの活用とかも視野に入れていただいて、全庁的にこういったものを取り入れて、簡単な議事録も作れるようになっていますので、こういったことも視野に入れていただければいいのかなと思います。これは要望にしておきます。

そして、3番目、階層別研修で組織マネジメント研修の際にリスク管理の内容を盛り込まれたということなんですけども、やっぱりその辺がリスクマネジメントをしっかりとできていたかどうかということで、我が身に置き換えたかどうかということが、繰り返しになりますけども、結局、それがこの前の悲惨な幼児の虐待死につながったんじゃないかなと思います。去年も、現にこの場所でスペースシャトルチャレンジャーの事故の件を挙げさせていただいて、リスクの重要性というのを訴えさせていただいたので、やっぱりそこの部分をしっかりと捉えていただいて、研修に取り入れていただいて、今後につなげていただきたいなと思います。これも要望にします。

職員の自主研究グループ、これも何かかなりマニアックな自主研究をされたのかなと聞く限り思ったんですけども、そういった職員の自主研究をどんどん進めていただくのと非常にありがたいので、負担のない程度に皆さんやっていただければいいかなと思います。これも結構です。

5番目、第三者委員会委員報酬、これも47時間分、時間当たりが1万1,000円ということです。大体の相場が弁護士に30分相談したら5000円ほどですので、相場からそんなに離れてないのかなというところで、これも理解いたしました。

ありがとうございます。

6番目、会計室の印刷製本費、これも封筒を一括発注したり、決算書も入札形式でされていたりして、努力していただいてありがとうございます。できれば、僕はペーパーレスのほうがありがたいですけども、今後、全庁的にもその辺は取り組んでいただければと思います。

次に、広報修繕費、広報板の修繕費ということで理解いたしました。

ちなみに、これ、何か所かというのは今、お分かりになりますか。これ、ちょっとお伺いいたします。

次に、ホームページに関しては分かりました。LINEアプリに関しても、1アカウント無料ということでした。LINEアプリは非常に便利ですので、また今後も広げていってくださればと思います。

ちなみに、今の登録者数ってどのぐらいかというのを教えてください。

次に、シティプロモーションです。執行率ですけども、鳥飼銘木のイベントの中止とか、ブルーイルミネーションとかあるんですけど、11月1日の段階で、摂津市のユーチューブの公式チャンネル登録者数は104名だったと思うんです。高評価が多くても四つとかです、大体、僕が押ししているんですけど。そうなっているんですけど、ただ、ちょっとLDLコレステロールの動画があったんですけど、700回再生ぐらいあって、結構、そういう興味のあることに関しては皆さん見られるんやなと思いました。登録者数以上に閲覧数があるということは、そういう興味のあることはやっぱり皆さん見はるということなので、シティプロモーションに関しても、こういった興味のあることをメインにして打ち出していただければ、また閲覧

も伸びるんじゃないかなと思いますので、そういった方策を研究していただければと思います。これ、要望にしておきます。

鳥飼まちづくりなんですけども、これもコロナ禍の中でいろいろとできずに、鳥飼の方々にとってはかなり重要度の高い案件ですので、コロナ禍の中でも執行率を上げつつ、しっかりとしたランドデザインを作るように要望にしておきます。

11番目、男女共同参画の男性の電話相談なんですけども、令和2年度5件ということで、ふえてはいるんですけども、まだまだ少ないのかなと思います。男性は強がっていても弱い生き物なので、結局、自殺率が高かったりしますし、その辺はやっぱり電話相談の窓口を周知していただいて、広げていただければということで、これも要望にしておきます。

女性の人材育成の報償金、これもウイズせつつカレッジ、私もウイズせつつの講座を受けたことがありました。要は、男性がどのように育児に関わっていくかということで、いろんな男性の関わり方もあると思うので、そういったことも含めて、またやっていただければなと思っています。これも要望にしておきます。

13番目、女性の面接相談とか法律相談の件なんですけども、これについて、昨年度は女性の自殺者のほうが多くなってしまったという、逆転現象が起きたという報道がありました。やはりコロナ禍の中で女性の貧困というのが非常に問題になっているんじゃないかなと考えています。その中では、面接相談と法律相談になっていますけど、面接ではなかなか言えない相談というのも結構あるんじゃないかなと思っています。そういったことも拾い上げていただいて、女性の命を救うとか生活を

守るということに対して力を尽くしていただければと思って、これも要望にします。

平和施策推進事業ですけども、これはコロナ禍の中で、大変残念ではありますが、またコロナの中でも参加できる様式に変わっていくと思いますので、来年は平和イベントに参加していただければなと思っています。

15番目、人権条例運用事業の報酬ですけども、審議会の内容、これ、15名分ということで、これも理解いたしました。ありがとうございます。

16番目、摂津市人権協会補助金、これもやっぱりコロナがどうしても影響しているんだなというところで、コロナの中でニューノーマルと言われる生活様式を取り入れながら、どう活動していくかというところをよく話し合っ、研究していただければと思います。よろしくをお願いします。

人権啓発顧問報酬ですけども、3名分ということで、助言と指導をしていただいていることに非常に感謝するとともに、また、お話もいろいろ伺うことができなと思うこともあるので、またよろしくをお願いします。ありがとうございます。

車窓広告事業ですけども、JRの線路沿いに見える看板かなと思っています。これについては、暗くなったら点灯するみたいな仕組みに変えた方がいいんじゃないかなと思いますので、よろしく願います。

特別定額給付金ですね、銀行の振込手数料が880円というのは考えられないので、文句が出るのは当たり前だと思います。普通でも440円、それでも高いと思っているのに、これを減額していただいたということで、理解いたしました。

業務委託料については、もう時間もない中で、致し方なかったのかなと思います。

実績のあるところを選んでいただいたということで、滞りなく執行できたということはよかったなと思います。

事務機器については理解いたしました。ありがとうございます。

続いて、PCBの運搬等についてですが、鳥飼書庫からの移動ということなんですけども、水みどり課ではPCBの廃棄処分委託料ということで、もう処分されているんですよね。なので、今回は運搬で集めたとのこと。一方では、処分してしまっているということで、行き違いな部分があるため、やっぱりそこは横の連携をとっていただいて、移動するなら移動する、処分するならもう一括で処分するというふうに決めていただけたらよかったです。今後、また見させていただきます。

23番のポスター掲示場ですけども、私もこれ、最近知ったんですけども、碎いて燃やすと思っていたものを実は再利用するというので、茨木市なんかもそうされているということで聞いております。カーボンニュートラルみたいなのところにつないでいくのかなというところで、今後もこういった取り組みをどんどん広げていただければと思います。

続きまして、消防に移りまして、救急救命士なんですけども、18名派遣されたということで、運用27名、1日20回以上出動されているような激務の中で27名、大変ご苦労されているかなと思うんですが、これも内容を理解いたしました。今後も運用人数をしっかりと維持していただけるようお願いいたします。

寝具借上料です。こういった取り組みが必要だということは理解いたしました。ありがとうございます。

賞じゅつ金に関しましても、2名様分、今回、負傷された方については本当に心から感謝申し上げるとともに、また今後も消防に関わっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

テレビ受信料、しっかりと払っていただいているということで理解いたしました。

救急安心センターですが、僕がJR千里丘駅の通路を通っているときに、#7119のポスターを見まして、初めて知ったんですよ。平成21年度に開設と先ほどご説明いただいたんですけど、この#7119があまりにもまだ知名度がすごい少なくて、もっとより広く周知できる方法はないのかなと思いました。軽症の患者を運ぶよりも重症の患者を優先すべきところ、救急が入ってしまっているところがあると思うので、より周知する方法については検討いただいて、よろしく願いいたします。

予防活動研修、これも3名分ということで理解いたしました。日頃からいろんな訓練をされておられると思うので、これも継続してやっていただけたらいいかと思います。

保安事務事業の高圧ガス研修参加負担金について、9名分ということで理解しました。高圧ガスも国家資格としてあると思うんですけども、1種とか取ろうと思ったら結構難しい試験なので、今後、より一層、励んでいただいて、頑張ってくださいと思います。

指令センターについては分かりました。今、吹田市と2市で連携されていると思うんですけども、その2市連携によるスケールメリットみたいなものが分かれば、お教えいただきたいなと思います。

続いて、プール使用料、これもやっぱり水難救助、非常に重要視される部分である



と思いますので、引き続きやっていただきたいと思います。

33番、最後の観察モニターですが、これも非常によく分かりました。現実問題、僕も本年2月に自分自身が運ばれたときに、やっぱりベテランの救急隊員の方は心電図を見て、ここがおかしいというのが分かるんです。非常に大事なことですので、この活用を今後、進めていただければと思いますので、これは要望としておきます。

以上、四つについてお願いいたします。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、1番目の質問の2回目のご質問にご答弁させていただきます。

広告に関する効果ということのお問いであったかと思えます。この採用の応募者数の増ということが第1の目的ということになりますが、一方で、シティプロモーションの観点も含めたデザインと、そういうことで考えておまして、このデザインの選定に当たりましては、広報課、それから業務委託先のデザイナーとも協議を重ね、「ちっちゃな摂津の、でっかな野望」ですとか「闘う公務員!!」などのキャッチコピーを墨字によるデザイン文字で表示をした、そういう内容でございます。

この採用試験における応募者数の効果ということで申し上げますと、全体応募者の中で7.2%がデジタルサイネージを見て試験があることを知ったということでアンケートに回答しておまして、これまで実施をしておりました車内広告での効果と比べますと、やや下回る結果になりました。ただ、摂津市ですとか採用試験の実施、これを広く知っていただく手段・手法ということで、今後も検討をしてまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀広報課長 そうしましたら、2回目のご質問にお答えいたします。

まず、広報板の件ですけれども、市内の広報板につきましては、現在、市内全域で204か所設置しており、昨年度は、そのうち老朽化した広報板8台を修繕いたしております。

次に、LINEの友達登録者数でございますけれども、12月9日現在で2万6,512名でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 林参事。

○林警備課参事 質問番号33番目、指令センターに係る2回目のご質問にお答えします。

簡単に申し上げますと、人、予算、受援ということでございます。

まず、人でございますが、共同運用前は1当務に指令業務を行う者が現場要員との兼務者を含めて11名、2部交代勤務制のため、22名が関わっておりましたけれども、吹田市と共同運用している現在は、協議会派遣者の5名となっております。

派遣者数が少なくて済めば、その分、現場活動要員として配置が可能となります。現場活動要員が増加すれば、研修派遣機会をふやすことができるため、摂津市消防本部の人材育成が円滑に行え、全体のベースアップが図れるというメリットがございます。

予算についてでございます。

単独で消防通信指令設備を整備する場合には、機器全てを本市のみで買い取りまたはリースし、保守及びランニングコストも単独で負担しなければなりません。また、

単独運用する場合、指令要員は現場活動要員から除かれるため、同じ数の現場活動要員を確保するためには人件費も必要となることから、共同運用は予算的にも大きなメリットと言えます。

受援でございます。

共同で消防通信指令業務を行うことによりまして、摂津市内の救急車が全て出動しているときに発生した救急事案に対して、応援出動をさせていただいております。また、市内で発生した建物火災におきましては、摂津消防の火災指令が行われた後、続けて吹田市の消防車1隊の応援出動指令が行われ、いち早く応援に駆けつけていただいております。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

デジタルサイネージを使った取り組み、今後もやっぱりふえていくと思います。こういった流れをしっかりとつかんでいただいて、また広告をやっていただければ、また見たときに感想を述べさせていただこうと思います。

広告修繕箇所、分かりました。またちょっと広報板を見て回ろうかと思っております。ありがとうございます。

8万7,000人余りの人口に対して2万6,000人というのは相当なすごい人数が登録されているんだなということで、こういったことをもっと活用していったら、何かにつなげていければなと思っておりますので、今後も引き続きよろしく願います。

そして、消防のスケールメリットも理解いたしました。引き続き、また今後、北摂地域での共同運用も控えていますので、それに備えて、また周到に準備していただければと思います。よろしく願います。

す。

以上です。

○三好義治委員長 本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後5時13分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 藤浦 雅彦